

児童養護施設 運営ハンドブック

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課

発刊にあたって

このたび、厚生労働省、社会的養護関係施設5種別協議会並びに各ハンドブック編集委員会のご尽力のもとに、社会的養護関係施設種別(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)の『運営ハンドブック』を発刊できますことを、心よりうれしく思います。

子どもと子育てをめぐる社会環境が大きく変化するなかで、虐待を受けた子どもなど保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちを社会全体で公的責任をもって保護し、健やかに育てていくことが強く求められています。

このため、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、平成23年7月、「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられ、施設の小規模化、地域化、本体施設の機能強化等社会的養護のめざすべき方向性が示されています。社会的養護の充実、国民の理解を得るため、社会的養護を文字どおり「社会にひらく」こととセットで進められなければなりません。

このため、平成24年度からの社会的養護関係施設の自己評価並びに第三者評価の義務化、平成23年度末の里親、ファミリーホームを含む社会的養護関係施設種別ごとの運営指針の発出、施設長資格の明定と研修受講の義務化など、この間、社会的養護を「社会にひらく」ことを進める諸改革が進められてきました。

平成25年3月には、第三者評価機関並びに評価調査者、施設関係者のための手引きとして『社会的養護関係施設における「自己評価」「第三者評価」の手引き』(全国社会福祉協議会、平成25年3月)も発刊されました。

このハンドブックは、こうした流れの一環として、平成24年3月29日付雇児発0329第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について」の別添1から5までの各施設運営指針の解説並びに施設運営の手引きとなるように作成されました。また、第三者評価の「手引き」における各施設の説明を補完することも意図しています。

本書の監修を行った「社会的養護第三者評価等推進研究会」は、社会的養護の施設運営指針及び第三者評価基準の策定検討に携わった施設運営指針等ワーキンググループの各座長に加え、学識者、経験と識見を有する評価調査者の参画を得て厚生労働省が設置し、全国社会福祉協議会と連携しながら、社会的養護の自己評価並びに第三者評価の推進に関する検討などを行ってきました。

ハンドブックは5施設種別ごとに作成されましたが、研究会では、それぞれの施設種別ごとに設置された編集委員会の独自性を尊重しつつも、題名の統一、全体の構成、内容について一定の統一性を図るなどの機能を果たしてきました。特に、総説ともいうべ

き「社会的養護の基本理念と原理」については、その内容がほぼ共通するように執筆されています。また、全体構成としては、総論から各論に移行しつつ解説する構成をとっています。

ただ、5 施設種別の役割・機能や抱える事情はそれぞれに異なっており、実際の内容は各施設種別の主たる利用目的に沿うものとなるよう、独自性を生かしたものとなっています。各ハンドブックの特徴を簡潔に述べれば、以下のとおりです。

1. 児童養護施設運営ハンドブックは、運営指針の解説書という形式をとっています。各論では、エピソードやコラム、写真を交えてわかりやすいものとし、一緒に考えていただく構成となっています。特に、若い施設職員や第三者評価機関、評価調査者等に読んでいただくことをねらいとしています。
2. 乳児院運営ハンドブックは、すでに全国乳児福祉協議会が作成している「新版乳児院養育指針」と連動させつつ、事例を紹介しつつ指針の各論の解説を進めている点が大きな特徴です。リスクマネジメントにページを割くなど、現代的な課題にも触れています。主として新任施設長・職員等を対象としており、養育指針と合わせて読んでいただくことを意図しています。資料編も掲載されています。
3. 情緒障害児短期治療施設運営ハンドブックは、今後、当該施設が増えることを見込んで、新施設向けに作成が行われています。運営指針に基づき、基本的で具体的な情報を集めています。資料編はCD-ROMに収録し、適宜バージョンアップを考えています。なお、全国協議会として施設名称の変更を提言しており、「児童心理治療施設」の名称を表題に取り込んでいます。
4. 児童自立支援施設運営ハンドブックは、全国児童自立支援施設協議会がこれまで出しているハンドブック等を参考にしつつ、運営指針にも基づきながら解説を進めています。新任施設長や新人職員が読んで分かるように平易な文章とし、第三者評価機関、評価調査者等が施設の特徴を理解できる内容にしてあります。
5. 母子生活支援施設運営ハンドブックは、運営指針の項目順に沿って解説という形で記述されています。第三者評価基準の「評価の着眼点」にも対応させ、施設関係者のみならず第三者評価機関や評価調査者にとっても役立つように配慮されています。また、巻末にキーワードを掲載するなど使いやすさにも意を用いています。

このように、いずれも運営指針の内容を掘り下げるとともに、事例や詳細な解説等を通じて、施設運営をできる限り可視化できるよう努めています。なお、本ハンドブックの姉妹版として、平成25年3月に全国里親委託等推進委員会の編集によって発刊された『里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック』もありますので、あわせてご一読いただければ幸甚です。

本ハンドブックが社会的養護関係者や第三者評価機関並びに評価調査者、行政関係者に幅広く活用されるのみならず、社会的養護を学ぶ学生、研究者をはじめとする幅広い関係者、ひいては社会的養護に関心を抱く国民各層に幅広く読まれることを心より願っています。そのことによって初めて社会的養護は社会に対してひらかれ、かつまた、社会的養護の質の向上も図られていくのだと確信しています。

平成26年3月

社会的養護第三者評価等推進研究会

委員長 柏女 靈峰

はじめに

「児童養護施設ハンドブック」は全国児童養護施設協議会から1990年に発行されて以来24年ぶりの作成・発行となります。3年前に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」を基に2012年に施設の運営の質の向上をめざすために「施設運営指針」が作成されました。今回、その「施設運営指針」の解説版を「児童養護施設ハンドブック」としてまとめました。

「施設運営指針」や、「児童養護施設ハンドブック」作成の議論のベースになったものは、全国児童養護施設協議会が2006年～2007年度に亘って設けた「児童養護における養育のあり方に関する特別委員会」での検討です。特別委員会では「社会的養護を必要とする子どもたちの養育はどのようにあることが望ましいか」との課題について検討が重ねられました。その報告書として『この子を受けとめて、育むために～育てる・育ちあういとなみ～』が発刊されました。

「運営指針」では、社会的養護の原理として「家庭的養護と個別化」、「発達保障と自立支援」、「回復をめざした支援」、「家族との連携・協働」、「継続的支援と連携アプローチ」、「ライフサイクルを見通した支援」が定義されましたが、児童養護施設が行う養育・支援にとっての重要な要素として更に次の3点があげられます。

① 援助過程そのものが子どもとの関係性を構築し深めていく

「子どもとの信頼関係を基盤に個々のニーズに合った援助を行っていく」ことは当然のことですが、社会的養護を必要とする子どもの援助は、子どもとの信頼関係をベースに始まるわけではなく、マイナスの状態から始まることのほうが多いです。生活援助の積み重ねが子どもとの関係性を構築し深めていき、そうした過程を通して子どもは自分が大切にされていることを実感できるようになるのです。

② 前の養育者から丁寧に引き継ぎを受け、次に丁寧に引き継いでいく

社会的養護を利用せざるを得ない子の養育は、一般家庭のように特定の大人が一貫した方針のもとに継続的に行っていくというわけにはいきません。家庭→乳児院→児童養護施設→里親、家庭→児童養護施設→児童自立支援施設など養育場所が変わる児童もいるのです。しかし、子どもからみればすべてがつながっている一つの道筋なのであり、過去の養育者と現在の養育者は互いに連携し、その子の人生に向き合わなければならないのです。その子の人生に何があったのか、前の養育者から

丁寧に引き継ぎを受け、次の養育者へも丁寧に引き継いでいくことが大切です。

③ 子どもとつながり続けていく

児童養護施設は原則 18 歳までですが、18 歳までの養育を担うだけの機関ではありません。20 歳までの措置延長も可能です。自立の支援という重要な役割を果たしていくためにも、子どもが自立していくプロセスを見守り続けていくことが大切なのです。

「社会的養護の基本理念と原理」「児童養護施設の役割と理念」で、「家庭的養護」について、すべての議論をし尽くしたとは言えません。課題として残る部分については、これからもさらなる論議と実践が必要ですし、まずは、全国の児童養護施設のすべての施設において高い養育の質のレベルを保障し実現するためにも、この児童養護施設ハンドブックを日々の実践に生かしていただきたいと願うところです。

目 次

発刊にあたって.....	i
はじめに.....	iv
第Ⅰ部 総論.....	1
1. 目的.....	1
2. 社会的養護の基本理念と原理.....	3
(1) 社会的養護の基本理念.....	3
(2) 社会的養護の原理.....	5
(3) 社会的養護の基盤づくり.....	14
3. 児童養護施設の役割と理念.....	17
4. 対象児童.....	20
(1) 子どもの特徴と背景.....	20
(2) 子どもの年齢等.....	22
5. 養育のあり方の基本.....	25
(1) 関係性の回復をめざして.....	25
(2) 養育のいとなみ.....	28
(3) 養育を担う人の原則.....	30
(4) 家族と退所者への支援.....	34
6. 児童養護施設の将来像.....	37
(1) 施設の小規模化と施設機能の地域分散化.....	37
(2) 施設機能の高度化と地域支援.....	41
第Ⅱ部 各論.....	46
1. 養育・支援.....	46
(1) 養育・支援の基本.....	46
(2) 食生活.....	51
(3) 衣生活.....	54
(4) 住生活.....	55
(5) 健康と安全.....	57

(6) 性に関する教育	60
(7) 自己領域の確保	62
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	64
(9) 学習・進学支援、就労支援	67
(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	69
(11) 心理的ケア	72
(12) 継続性とアフターケア	74
2. 家族への支援	78
(1) 家族とのつながり	78
(2) 家族に対する支援	880
3. 自立支援計画、記録	82
(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	82
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	85
4. 権利擁護	87
(1) 子ども尊重と最善の利益の考慮	87
(2) 子どもの意向への配慮	90
(3) 入所時の説明等	92
(4) 権利についての説明	955
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	97
(6) 被措置児童等虐待対応	99
(7) 他者の尊重	101
5. 事故防止と安全対策	103
6. 関係機関連携・地域支援	106
(1) 関係機関等の連携	106
(2) 地域との交流	108
(3) 地域支援	110
7. 職員の資質向上	111
(1) 職員の質の向上に向けた体制の確立	111
8. 施設の運営	113
(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	1133
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	115
(3) 施設長の責任とリーダーシップ	117
(4) 経営状況の把握	119

(5) 人事管理の体制整備	121
(6) 実習生の受入れ.....	123
(7) 標準的な実施方法の確立.....	125
(8) 評価と改善の取組.....	127
委員名簿.....	129

第I部 総論

1. 目的

《運営指針の記述》

- ・ この「運営指針」は、児童養護施設における養育・支援の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う児童養護施設における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・ この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること（well-being）を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、児童養護施設を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらに、そこで暮らす子どもたちに一人一人の発達を保障する取組を創出していくとともに、児童養護施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・ 家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・ この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

《運営指針の解説》

戦後の児童養護は、戦災孤児対策に端を発し、その後は、保護者の死亡・離婚・入院などによって不在となってしまうなど、養育を担う大人（保護者）が子の養育を担うことが出来るかが主たる課題とされてきました。社会背景と時代の流れに伴って、今日では保護者がいる、いないといった家族構造の課題よりも、家族の持つ子どもの養育機能が様々に損なわれ、子どもを含む家族を支援・補完し、家族に代替し養育する対応と虐待など保護者が子どもを傷つけ苦しめていることへの対応が課題の中心となってきています。言い換えれば、家族の「目に見える」構造的課題から、「目に見えない」機能的問題へと変化してきたと言えます。

従って、児童養護施設の養育・支援は、入所してくる子どもたちを、単に親に代わって「衣・食・住」を提供して養育していただくだけでは済まなくなりました。不適切な養育環境の中で傷ついているばかりか、家庭という子どもにとっての唯一の場所から離されて、二重に傷ついている子どもたちをどう癒して支援していくかということこそが大きな課題となっています。

児童養護施設では、なにげない日常生活の営みを大切に、「衣・食・住」といった基本的な生活援助を通じて構築された子どもたちとの信頼関係を基盤に、子どもの最善の利益を目指して将来的な自立へ向けて支援していくことが求められています。こうした支援は、児童養護施設のみだけでは完結しません。児童相談所をはじめとする関係機関、地域社会、そして家族も、子どもたちが育っていく上で大きな役割を果たします。ですから、施設はこれらとより良い関係の構築を図り連携していくことが重要です。

児童養護施設は社会に開かれた子育ての専門機関であることを目指しています。家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日にあって、児童養護施設の養育・支援は社会（子育て家庭）に向けて養育のモデルを示せるような水準であることが求められるとともに、施設が持っている養育の機能を地域に還元していく展開が求められています。今後、児童養護施設が我が国において一定の役割を果たしていくためには、社会や国民の理解と支援は欠かせません。しかしながら、児童養護施設の養育・支援の内容や養育機能、目指すべき方向性については、これまで関係者間でも共有できるものが示されてきませんでした。

このようなことから、この指針は、児童養護施設の養育・支援の内容や養育機能、目指すべき方向性を社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、社会や国民への説明責任を果たし、ひいては社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的として定められました。

《参考記述等》

児童養護施設での養育について更に深く理解するために、「この子を受けとめて、育むために～育てる・育ちあういとなみ～（平成20年8月初版発行：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会）」を参考にしてください。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

《運営指針の記述》

① 子どもの最善の利益のために

- ・ 児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・ 児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・ 社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

② すべての子どもを社会全体で育む

- ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・ 子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・ 児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・ 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

《運営指針の解説》

社会的養護とは、親のない子どもや親に監護させることが適当でない子どもを公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことです。

指針には、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」の2つの基本理念が掲げられています。

① 子どもの最善の利益のために

1947年に公布された児童福祉法の第1条第2項には、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定されています。

また、1951年に制定された児童憲章には、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれています。

そして、1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」第3条には、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、(中略)児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されています。

児童福祉法や児童憲章に記されている「生活を保障されること」「愛護されること」「人として尊ばれ、社会の一員として重んじられること」「良い環境の中で育てられること」や、児童の権利に関する条約の4つの柱である「生きる権利」「守られる権利」「参加する権利」「育つ権利」は、子どもの基本的な権利として守らなければならないことを示しているものです。

社会的養護は子どもの権利擁護を図るための仕組みです。子どもの権利擁護を図り、更に子どもの権利を保障していくことを一言で表したものが、「子どもの最善の利益のために」であり、これを社会的養護の1つめの基本理念としています。児童の権利に関する条約が批准されて以来、一般的によく聞かれるようになった言葉ですが、社会的養護にかかわるすべての人たちは、子どもに寄り添い、子どもの思いにこころを寄せ、「子どもの最善の利益のために」何をすべきかを第一に考えなければなりません。

② すべての子どもを社会全体で育む

児童福祉法第1条第1項に、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」と規定されています。

同法第2条には、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定されています。

そして、児童の権利に関する条約第20条には、「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されています。

子どもは、権利の主体として社会的養護を受ける権利を有しています。保護者は、子どもの健やかな育成に努める責任がありますが、国及び地方公共団体も保護者とともにその責任を負っているのです。

これらのことから、社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」を2つめの基本理念としています。

(2) 社会的養護の原理

《運営指針の記述》

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

① 家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

② 発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

③ 回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたち

は、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。

- ・ こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④ 家族との連携・協働

- ・ 保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また、子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・ 社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それ的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤ 継続的支援と連携アプローチ

- ・ 社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・ 児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・ 社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・ 社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ ライフサイクルを見通した支援

- ・ 社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続け、帰属意識を持つこ

とができる存在になっていくことが重要である。

- ・ 社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・ 虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

《運営指針の解説》

「子どもの最善の利益のために」「すべての子どもを社会全体で育てる」という2つの理念に基づき、社会的養護には6つの原理が定められています。

① 家庭的養護と個別化

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきです。一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要です。これらのことは、多くの子どもが育っている家庭での「あたりまえの生活」の中において行われています。

子どもにとって「あたりまえの生活」とは、普段私たちが何気なく行っている家庭での生活のことです。食事の心配をしないで過ごせ、ゆっくり休める場があることから始まり、不安や辛いことがあれば話を聞いて慰めてもらえる、頑張ってきたことは褒めてもらえるような生活です。

施設で育つ子どもたちには、この普通に家庭で行われている「あたりまえの生活」が保障されなければなりません。「あたりまえの生活」は、子どもにとって「生活を保障され、愛護され、人として尊ばれる生活」です。そのために、養育を担う施設長、職員（以下「職員」という）には、子どもの状況に応じて、個別的な養育とかかわりを実践していくことが求められます。

「あたりまえの生活」は、意識しないまま行われているものですから、職員は「昔からこのようにしてきたのだからこのままでよい」と思い込んでしまう場合があります。しかし、「たとえば、自分の子どもやきょうだいが、この施設に入ったら・・・」と考えたり、自分の子どものころの生活を振り返ったりして「あたりまえの生活とは何か」を具体的に意識していくことが大切です。そして、子ども達の生活を深慮して見る必要があります。

そのうえで、「あたりまえの生活」をより保障するためには、子どもたちの暮らしが地域から孤立することのないように配慮するとともに、職員が一人一人の子どもとできるかぎり向き合っにかかわり、生活していくことが必要です。そのためには、子どもの個

別のニーズに合わせやすい環境として、地域の中での小規模グループケア等の家庭的養護が有効です。

里親やファミリーホームのような家庭の中で子どもを預かり、養育する形態を家庭養護と言います。この家庭養護と施設の小規模グループケア等の家庭的養護を総称して、「家庭的養護」と呼びます。

このような家庭的養護を目指していく取組を、「家庭的養護の推進」と表しています。児童養護施設や乳児院における「家庭的養護の推進」は、それぞれの施設の特性により違いはありますが、ともに重要な課題となっています。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設においては、より専門的な支援に基づいた生活が営まれますが、退所後に地域で生活を送ることを見据えた支援を考えていかなければなりません。また、母親と子が一緒に暮らす母子生活支援施設においては、ひとつの家族として関係が安定し、家庭的な養育がなされるよう母親と子どもの支援が大切です。

一人一人の子どもを丁寧にきめ細かく育むこと、子どもを権利の主体として個別のアセスメントに基づいたニーズに合わせた生活を組み立てることを「個別化」と言います。家庭的養護を推進していく際には、「個別化」がしっかりと取り組まれ、個々の子どもの自立を支援していくための計画を立てていくことが大切です。

子どもを集団管理的な視点で枠（環境）におくことは、「個別化」ではありません。建物構造等による小規模化が一挙にできなくとも、子ども一人一人に固有のスペース、固有の持ち物をできる限り保障していくという個別化の観点を取り入れることはとても重要であり、「家庭的養護の推進」には、こうした創意、工夫をいかした養育の実践も含まれることに留意する必要があります。

② 発達の保障と自立支援

子ども期には成長に応じてそれぞれ発達段階があり、その育ちの過程ごとに発達の課題があります。また、子ども期は、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもあります。施設の職員は、子どもたちの課題を理解し、その上で、子どもたちが自分たちの将来を作り出す生きる力の基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指します。

特に、人生の基礎となる段階が乳幼児期です。お腹がすいたり、オムツが濡れたりなど不快な時に泣いて、世話をしてもらうことで、子どもは自分のことが大切にされ愛されていると感じるようになります。そして、その養育者に依存することができ、安心して過ごすことができるようになり、人に対する信頼をいだくことができるようになります。人生の基礎となる乳幼児期に、このような特定の人との愛着関係（不安な時にそばに行けば安心感を与えてくれると思える人との関係）や基本的な信頼関係を形成することは非常に重要なことです。

子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、他者の存在を受け入れ、人間関係を作っていくことができるようになります。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした乳幼児期の基盤があって生まれていきます。子どもの自立支援とは、乳幼児期からすでに始まっているということです。

児童期でも乳幼児期と同様に、愛着関係や信頼関係は重要になります。そのことを前提として、職員は、子ども自身が成長に合わせた水準の自立や自己実現ができるように支援を行います。生活の中で、可能な限り子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、子どもが自立した社会生活に必要な基礎的な生きる力を形成できるように支援することが必要です。

児童期の学習の支援は、自立や自己実現と密接に関係します。子どもが自信を持ち、達成感を持てるように丁寧に根気よく支援していくことが大切です。

思春期を経て青年期になると、子どもは自分なりに自分の人生を見直す段階を迎えます。自分の存在を問い直すため、不安、悩み、ときに大きな混乱が生じる場合もあります。思春期の子どもが退所後も安心して生活していけるように、それまで以上に慎重に支援していくことが大切になります。18歳以降も退所後の自立のために施設における支援が必要と判断された子どもについては、措置延長をしていくことや、退所した子どもについても丁寧なアフターケアを行うことで、自立する力をつけるための支援を継続していくことが必要です。

③ 回復を目指した支援

近年、施設で育つ子どもたちの間で、虐待体験などにより心に痛みをかかえた子どもが増えています。養育を担う職員は、虐待や不適切な養育が子どもにもたらした状況と課題を捉え、回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援を行うことが必要です。

虐待を受けた子どもは身体的な暴力によって生じる痛みだけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、広範囲で深刻なダメージを受けています。子どもは、本来「大切にされる体験」によって得られる「安心感」や「自信」を享受していくものです。しかし、虐待を受けることにより喪失してしまったこころの回復には、職員などの大人が、子どもにとって自分を守ってくれる存在になっていくことが求められます。

また、虐待や不適切な養育環境から子どもたちを守るために、親と子の分離が行われています。しかし、この分離により子どもは、家族や親族、友だち、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との別れを経験することになります。子どもは、虐待による心の痛みとともに養育環境からの分離という不条理で望みもしない経験が重なります。そのため、「深刻な生きにくさ」のなかで施設での生活に入ってくるようになります。子どもにとって、施設を「安全で、安心感を持てる居場所」とし、「大切にされ

る体験」を提供し、人への信頼感や自己肯定感（自尊心）を取り戻すための支援を行う役割を、職員は担っていく必要があります。

虐待体験は、子どもに様々な影響を及ぼします。たとえば、ささいなことで激しく怒り出したり、暴力によって問題解決を図る傾向が強まったりします。困っているのは子ども自身であると考えることが大切です。その要因は何なのかを考えてかかわり、子どもに安全で安心できる環境を提供し、その日常生活の積み重ねの中で、子ども自身が潜在的に持つ回復力をゆっくりと引き出し、虐待体験による影響を修復していく治療的な支援が大切です。

子どもは本来、家庭において親に育てられることが望ましいものです。それは親が子どもにとってはかけがえのない存在であるからです。したがって、子どもを虐待してしまった保護者（親）（以下、「保護者」という）に対しては、施設が児童相談所（以下、「児相」とともに、虐待の再発を防ぐための支援を行い、できるだけ子どもが家庭復帰できるようにすることが大切です。このためには、子どもの支援とともに保護者の養育機能を高める支援が必要となります。しかし、できる限りの支援を行っても家庭復帰が望めない場合には、施設や里親等で育てられることとなります。その際に大事なことは、ときに否定的になりがちな子どものこころを、愛され受け入れられていた頃の親と子の関係や思い出、楽しかったころの子どもの心の中の親への思いや家族観等を過去から今へ紡ぎながら整理していく支援が重要となります。

④ 家族との連携・協働

親がいない子どもや親がいても養育が困難であったり、親が不適切な養育を行ったり、あるいは虐待をしてしまうなど、「安心して自分をゆだねられる親」がいない子どもがいます。また一方で、子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親もいます。さらに、配偶者による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」といえない、困難な状況におかれている親子がいます。

社会的養護の使命と役割は、子どもと親の問題状況の解決や緩和をめざして、子どもと親の両方を支援していくことです。

親がいない子どもの場合やどうしても親が養育することが困難な場合、里親、ファミリーホームといった家庭養護や、それが困難な場合には、施設が「親に代わって」子どもの発達や養育を保障していくこととなります。その際に、職員などは親を否定するような言動をとってはならないでしょう。

親が養育に参加できる場合、支援において大切なことは、親との「連携」「協働」であり、施設が「保護者とともに」子どもを支援するという姿勢です。保護者の主体性を大切にして、施設が「保護者を支えながら」ともに養育する姿勢が必要です。

現在、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設におい

では、家庭支援専門相談員の配置が義務化されています。家族との連携や協働を行っていくうえで、この家庭支援専門相談員や心理療法担当職員等の専門職員の役割が、今後ますます重要になります。

⑤ 継続的支援と連携アプローチ

施設における子どもへの支援は、その始まりからアフターケアまで継続しており、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれます。子どもが施設に入所した後、担当の職員が次々と変わり、その度に養育や支援の方針が変わったり、職員が変わる際に子どもへきめ細やかな説明（職員の思いやこれからのこと）がなされなければ、子どもの不信につながります。

とはいえ、子どもの入所が長期間になった場合、その子どもを入所から退所まで同じ職員が担当することは困難です。措置変更により子どもが施設を移る場合もあります。そうした場合、子どもたちに対して、それぞれの施設、里親、児相等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、より連携しあって、一人ひとりの子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチと、ネットワークが必要となります。

連携アプローチには、たとえば、児童養護施設に入所中の子どもが情緒障害児短期治療施設へ通い、心理的ケアを受けるなどの同時に複数の社会的養護の担い手が連携して支援に取り組むアプローチがあります。また、養育者の変更や措置の変更などが生じた際に一貫性のある養育を保障するため、より丁寧な引き継ぎを行うアプローチがあります。これらの連携アプローチに児相等も加わり、社会的養護の担い手それぞれの機能を有効に補い合い、市町村とも連携し、重層的な連携を強化することによって、養育と支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していきます。社会的養護の下にいる子どもたちの養育は、地域の子育て支援サービスや子ども育成サービスを上手に利用することが子どもの最善の利益につながりますし、社会的養護を地域にひらいていくことにもつながることを忘れてはならないでしょう。

社会的養護における養育は、「人とのかかわりをもとにした営み」です。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、健やかな発達と成長への「つながりのある道すじ」として、子ども自身にも理解されるようなかかわりと支援であることが必要です。そのためには、子どもに関わった養育者との思い出がその子どもの心の中に残り、「自分は愛され、見守られ、期待されてきた」という気持ちを育めるように支援していくことが大切です。

また、子どもの記録やその引き継ぎ、そのつながりを子ども自身が理解できるツールとして、社会的養護関係者で構成された『社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会』で検討が重ねられ、平成23年には「育てノート」、また平成24年には「育ちア

アルバム」が作成されています。

「育てノート」は、生まれたときの様子から始まり、その成長ぶりを、エピソードなども交えて記入し、養育者が引き継いでいくというものです。学校の宿題で、自分の名前の由来を聞いてくるように、というようなことがあった際に、施設で暮らす子どもの場合には、職員に聞いてもわからないといったケースが少なくありません。そのような空白ができるだけないようにするのが「育てノート」です。

「育ちアルバム」は、子どもと職員と一緒に、写真を選びながら、コメントや思い出を書き込み、子どもが自分の記録として持っていくます。職員の思いや友だちのコメントなども入れるため、自分が大事にされているという気持ちを育むことにも繋がります。

⑥ ライフサイクルを見通した支援

平成16年児童福祉法改正により、入所中の支援だけでなく、退所後の相談等の支援(アフターケア)も施設の役割であることが規定されています。施設を退所し家庭復帰した子どもや施設から里親へ措置変更となった子どもへの継続的な支援、また、社会に出て自立していく子どもへの支援が十分でない場合、施設で健やかに成長した子どもであっても孤立してしまい、解決できる課題も放置され、結果として苦境に陥ってしまうこともあります。このようなことが無いようにするため、施設におけるアフターケアの取組が重要です。

アフターケアを行うためには、入所中から子どもの退所後の暮らしを見通した支援を行うことが大切です。子どもたちが退所した後も長くかかわりを持ち続けられることが退所後の支援の基盤になりますが、そのために、施設は子どもたちが帰属意識を持つことのできる存在となっていくことが大切です。

そして、育てられる側であった子どもたちはやがて親となり、子どもを育てる側になっていきます。子から親へと世代をつないで繰り返されていく子育てのサイクルを考慮に入れた支援を行うことが必要です。

虐待を経験した子どもが親となった時に虐待をしてしまう、あるいは、貧困家庭に育った子どもが大人になった時に貧困状態に陥るなどの世代間連鎖という社会的な問題が提起されて久しい状況です。

虐待の連鎖は、いろいろな条件が重なったときに起こりやすく、それらは、「経済的余裕がない」「身近に相談できる相手がいない」「育児不安」などを背景にしています。また、こうした状況は一般の子育て世帯でも起こりうることです。

施設は、これらのことを想定して支援を行う必要があります。

たとえ、貧しい家庭に育ったとしても、成長過程で生きる力を培っていくよう支えていくことが必要です。さらに、貧困に陥らないための考え方や行動方法等のスキルを子どもに身につけるよう支援することが必要です。そういったスキルを学ぶには、子ども

の育った家庭における経験とは別の文化や行動パターンに触れる経験をすることが有効です。施設は、そのような視点に立ち、そのような観点から外部との接点がもてる子ども
の養育環境を整え、提供することが大切です。

(3) 社会的養護の基盤づくり

《運営指針の記述》

- ・ 社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・ 社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・ 社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・ また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・ 施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・ 社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

《運営指針の解説》

社会的養護は、かつては親のない子どもや親が養育できない子どもを中心とした施策でした。近年、虐待をうけた子ども、DV被害の母と子などが増え、その役割・機能は変化してきています。

これに対応して、児童福祉法をはじめとする法令の改正などが行われ、社会的養護の充実が図られてきています。平成23年度末には施設種別ごとの運営指針が通知され、平成24年度より人員配置基準の引き上げ、第三者評価の義務化、里親支援専門相談員の配置等が実施されました。しかし、抜本的な改革にはいたっていません。

これからの社会的養護は、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援

していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していくことが必要です。

地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護（里親・ファミリーホーム）を優先し、児童養護施設、乳児院等の施設養護が家庭養護を支援し、かつ、施設自体もできる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく家庭的養護が進められています。

里親・ファミリーホームへの委託の推進のために、「全国里親委託等推進委員会」において、平成24年度に里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブックや里親等委託率アップの取組報告書が作成されました。

施設の家庭的養護の推進のために、平成24年11月に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が通知されました。これに基づき、施設は「家庭的養護推進計画」を、都道府県は「都道府県推進計画」を立て、施設の小規模化及び家庭的養護を進めていきます。子ども・子育て支援制度の一環として策定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画には、家庭的養護推進計画をはじめとして、社会的養護のもとにいる子どもたちに対する専門的ケアの充実や自立支援などの計画が盛り込まれることとされています。

家庭的養護が推進され、施設においてケア単位の小規模化が行われると、職員一人ひとりが多様な役割を担う必要が生じ、これまで以上に職員個人の力量が問われます。家庭的養護とは、子どもとの人間関係、かかわりが濃密となります。子どもとよりかかわれる分、やりがいもあります。見えていなかった課題、見過してはならない課題、またそれらによりかかわりの難しさを感じ、職員の心労が多くなる場合があります。施設（施設長）は、こういった職員への支援体制や人材の育成体制の充実に努めることが必要です。

さらに、虐待体験のある子どもや発達障害等のある子どもに対応できる養育技術の向上を図るため、施設における研修体系の充実や工夫が必要となります。アセスメント機能の強化、自立支援計画の積極的活用、適切な記録方法、施設間での連携の強化等、取り組むべき課題は多様です。

そして、施設のある地域には里親やファミリーホームもあり、また、何らかの支援がない場合に養育が困難に陥ってしまう可能性のある子育て家庭があります。施設で育った後に家庭復帰した子どもたちや、家庭復帰せずに自立して社会に出た子どもたちも暮らしています。施設は、このような地域の里親等の支援や養育に困難がある家庭への子育て支援、社会的養護で育った人への自立支援やアフターケアなども行うことが期待されます。同時に施設には、これまで培ってきた養育や支援に対しての専門的な知識や技術に基づき、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能の充実を図っていくことを期待されています。

今後、養育の形態の変革を進めるとともに施設における養育内容・体制の見直しや強化を図り、ケアワークとソーシャルワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要となっていきます。

社会的養護関係施設の役割は、ますます大きくなっていきます。施設は、専門的機能の充実を図り、地域の中での社会的養護の拠点となっていくことが求められています。それに伴って、新しい職員の確保、増員、育成、定着が重要な課題となっていきます。そのために施設は、子どもの育つ場所であると同時に、職員の育つ場所としていくことが大切です。

社会的養護関係施設に加え、国、地方自治体、地域、児相や、里親・ファミリーホーム、その他の関係機関が連携して一体感をもって社会的養護の基盤整備を進めていき、「子どもの最善の利益のために」、「すべての子どもを社会全体で育む」社会の実現に向けて一歩でも前進していくことがもっとも大切なことだといえるでしょう。

3. 児童養護施設の役割と理念

《運営指針の記述》

- ・ 児童養護施設は、児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。
- ・ また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・ 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。
- ・ 生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行う。
- ・ 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う。
- ・ 職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行う。
- ・ 家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行う。

《運営指針の解説》

児童養護施設には、様々な家庭環境からくる問題や虐待など不適切な養育環境を強いられた子どもたちが入所してきます。その子どもたちを、なにげない日々の生活を通じて、いかに養護し自立を支援していくかが、児童養護施設の役割とも言えます。従来、児童養護施設に求められてきたものは、「子どもの養護」でした。しかし、養護のあとの「自立の困難さ」が注目されるようになり、今では、「養護」とともに「退所した者に対する相談その他の自立のための援助」が求められるようになっていきます。

施設では生活支援や学習支援、職業支援などにより心身の健やかな成長と自立を支援していくことが必要ですが、その前提として重要なことは、子ども自身が安心・安全な生活環境の中で「自分は愛されている」と実感できる体験をしていることです。児童養

護施設の子どもたちはそうした体験をしないまま入所してくることが多いので、施設生活の中でそうした体験を積み重ねていくことが必要です。その上で、子どもの最善の利益を考慮して、生活支援や学習支援、職業支援を展開していくことが求められます。

児童養護施設における家庭環境の調整はこれまで、子どもの家庭復帰(親子の再統合)を目指した取組として考えられてきました。しかし、児童養護施設に入所している子どもたちの親もまた、虐待や貧困の中で育ってきたケースや精神的に不安定なケース、犯罪等を繰り返しているケースなど、様々な境遇の中にいることが多く、親子の再統合は容易なことではありません。家庭環境の調整はまず親子関係の再構築を目指し保護者・家族の抱える課題の解決も視野に入れたソーシャルワークの視点からのアプローチが不可欠です。



《参考記述等》

- ・児童養護施設の目的と役割については、「児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）第41条・第48条の2によります。
- ・児童養護施設による「養護」と「生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整」については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第44条・第45条によります。

・児童養護施設の役割として、まず大切なこと 基本的信頼感の回復

児童養護施設で生活する子どもたちの多くは、過去体験の過酷さ、厳しさから不安感情を持ち、自閉的・防衛的とも言える心的規制によってバリアをはりがちです。このバリアを次第に取り除かない限り、望ましい人間関係の展開は進みません。単なる同情や憐みでなく、施設職員の共感と受容のアプローチが子どもの防衛的規制をほぐしていきます。子どもたちは過去において、愛着と基本的信頼感の喪失を体験しており、喪失した基本的信頼感の回復が施設養護の重要な柱となります。

社会性の獲得

社会性の獲得については、家庭養育・施設養育の区別なく、人を養育するうえで共通の課題です。本来個々の子どもが持っている可能性や独自性をできるだけ引き出してあげながら、社会性を培うことが大切です。

児童養護施設では、他人同士が生活を共にして、多様な人間関係を持てる状況にあるので、子どもの社会性、つまり人間関係を築いていく能力が培われるように思われますが、そうではありません。子どもが、多様な人間関係の中で自身の感情を押し殺しながら生活していることもあるからです。

従って、子どもの感情を引き出していくように、職員自身が豊かな感情表現をもって子どもに関わることが大切になります。そのうえで、職員が子ども一人一人と個別的关系を作っていくことが重要になります。そうした職員との関係性を基盤にして、子どもは社会性を獲得し人間関係を広げていくのです。

4. 対象児童

(1) 子どもの特徴と背景

《運営指針の記述》

① 複雑な背景

- ・ 児童養護施設における入所理由は、父母の死別又は生死不明の児童、父母から遺棄された児童など保護者のない子どもは一部に過ぎず、半数以上は保護者から虐待を受けたために保護された子どもであり、次に、親の疾患、離婚等により親の養育が受けられない子どもも多い。
- ・ また、子どもの入所理由の背景は単純ではなく、複雑・重層化している。ひとつの虐待の背景をみても、経済的困難、両親の不仲、精神疾患、養育能力の欠如など多くの要因が絡み合っている。そのため、入所に至った直接の要因が改善されても、別の課題が明らかになることも多い。
- ・ こうしたことを踏まえ、子どもの背景を十分に把握した上で、必要な心のケアも含めて養育を行っていくとともに、家庭環境の調整も丁寧に行う必要がある。

② 障害を有する子ども

- ・ 虐待は閉ざされた養育空間の中で、子育てに行き詰ったときに発生することが多く、発達上に問題を抱える子どもであれば、そのリスクはさらに高まることが指摘されている。
- ・ 障害を有する子どもについては、その高い養護性にかんがみて、障害への対応も含めて最大限の支援を行うことが必要である。その場合、医療や他の福祉サービスの利用など関連機関との連携が欠かせない。

《運営指針の解説》

児童養護施設へ入所してくる子どもたちは、様々な家庭環境の中にあり、特に半数以上は保護者からの虐待を受けたために保護された子どもたちです。複雑で重層化した背景から入所に至った子どもたちの中には以下のような課題を抱えた子どもたちもいます。

- ・ 基本的な生活習慣が身についておらず、基本的な生活においてやるべきことができない。
- ・ 自己中心的な言動があり、挑発的かつ攻撃的になる。
- ・ 感情のコントロールが苦手である。

- ・忍耐力や集中力に欠け、学習意欲も低い。
- ・消極的で自分を守るのが精一杯で、何事にも意欲が感じられない。
- ・自分に自信が持てず、自己肯定感が乏しい。

子どもたちの親についても、子どもを施設に委ねざるを得なくなった背景を共感的に理解することが大切です。親自身が抱える問題については次のようなことがあげられます。

- ・金銭管理能力が欠如しているか、あるいは金銭的に困窮している。
- ・不安定な就労状況にある。
- ・地域や親族から孤立している。あるいは頼りになる親族がいない。
- ・ネグレクトなど虐待的な環境の中で養育を受けてきた。
- ・依存症を持っている（薬物、アルコール、買い物など）。
- ・うつ病や境界性人格障害などの精神疾患を抱えている。
- ・夫婦（内縁を含めて）間にDVがある。
- ・しつけの手段として暴力を肯定している（親自身も暴力を受けてきた）。など

こうしたことを踏まえると、子どもに対しては日常的な生活援助に加えて心のケアを行っていく必要があり、家庭環境の調整など保護者に対しての支援は、時間をかけて丁寧に行っていく必要があります。

児童養護施設に入所している子どものうち、23%ほどが発達障害や知的障害など何らかの障害を抱えているというデータがあります。彼らには、日常的な生活援助と併せて、障害に関する受容を促進するとともに障害に応じた支援を行っていかねばなりません。障害のある子どもたちについては、特別支援学級や特別支援学校との調整も行いつつ、身体的・情緒的な発達の保障も考えながら、きめ細やかな支援が必要とされます。特に児童養護施設からの出口の部分で次のステップへつなげるのが難しいため、できるだけ早いうちから障害関係機関や必要な福祉サービス、医療関係機関との連携を図りながら、子どもの状況に合った支援を考えていかなければなりません。

(2) 子どもの年齢等

《運営指針の記述》

- ① 年齢要件と柔軟な対応
 - ・ 児童養護施設は、乳児を除く18歳に至るまでの子どもを対象としてきたが、特に必要がある場合は乳児から対象にできる。
 - ・ また、20歳に達するまで措置延長ができることから、子どもの最善の利益や発達状況をかながみて、必要がある場合は18歳を超えても対応していくことが望ましい。
 - ・ 義務教育終了後、進学せず、又は高校中退で就労する者であっても、その高い養護性を考慮して、でき得る限り入所を継続していくことが必要である。
- ② 高齢児への対応
 - ・ 入所時の年齢が高くなるほど、その養護性の問題は見逃されがちだが、親からの虐待を自ら訴える子どもの存在、高校進学も行けなかった子どもの存在など、年齢は高くなっていても児童養護施設の養育を必要としている子どもたちへの対応が求められている。
- ③ 再措置への対応
 - ・ 児童養護施設は、対象となる子どもの背景が多岐にわたっているとともに、子どもの年齢も幅広く、社会的養護を担う施設のなかでは中核的存在となっている。
 - ・ 児童養護施設から里親、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設などへの措置変更の際には、そうした子どもが再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、養育の連続性の意味からも入所していた施設に再措置されることが望ましい。家庭復帰した場合も同様である。
 - ・ また、18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、十分なアフターケアとともに、必要な場合には再入所の措置がとられることが望ましい。

《運営指針の解説》

児童養護施設は、1歳から18歳（特に必要な場合は、乳児を含みます。）までの年齢で、虐待や貧困などの理由で親の養育が難しいと判断された子どもたちが生活をしている家に代わる場所です。そこで生活する子どもたちは、家庭環境調整がうまくいかず家族や親族から援助が得られない限り、18歳まで施設で生活します。その間自立のための支援を受け、最終的には措置が解除され、自立をします。法的には、18歳までの養護（20歳未満までの措置延長可）ですが、昔は中学卒業と同時に就労自立という子どもたちが、

ほとんどでした。1974年（昭和49年）に、ようやく児童養護施設から高校へ進学する費用（特別育成費）が創設されたことにより、徐々に中学卒業後の進学率が高まってきたのです。今日では、児童養護施設からの高校等への進学率は、94%を上回り、ほとんどの子どもたちが、高校等へ進学していることになっています。以前は、中卒後の進路について考えなければならない時代がありましたが、現在では、高卒後の進路を考えなければならない時代になってきています。

しかしながら、高校等への進学率は高まってきたものの、何らかの理由で高校を中退してしまう子どもたちも多くいます。また、知的障害や発達障害等を抱えた子どもたちも多く、児童養護施設で生活している間は支援を受けられますが、その後のステップを踏めずに困惑してしまうことがあります。こうした子どもたちには、措置延長や再措置等の制度を活用しながら、社会生活を営んでいくうえでの十分な準備をしていくことが必要です。

高校を中退した子どもたちの支援については、個々の状況にもよりますが、失敗が許され、やり直しが許される環境が用意されていることが、自ら成長する力を育み、自立につながる場合もあります。高校中退イコール就労ではなく、子どもの社会適応力を見極めてどのような支援が必要なのかを考えてみるのが大切です。場合によっては高校への再チャレンジも考えてみる必要があるでしょう。

高校を卒業して就職や大学等進学する子どもについても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長を活用して継続支援していくことや、自立援助ホームの利用等も含めて柔軟に対応をしていくことも必要です。

近年、自立援助ホームが急増しています。自立援助ホームは児童養護施設等を退所した子どものアフターケアの役割を担う施設として発展してきましたが、近年は、義務教育終了後に新たに発生した要保護児童の受け皿として役割が期待されています。児童養護施設では、義務教育終了後の子どもを新規に受け入れることについては、積極的に対応していない状況もみられます。今後、義務教育終了後の子どもの養護ニーズが増えてくることが予想される中、児童養護施設にあっても、こうした子どもへの支援メニューを充実させるなどして受け入れに対応していくことが求められています。

《参考記述等》

- ・児童養護施設の対象年齢は、平成16年の児童福祉法一部改正により、「乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。」とされ、年齢要件の弾力化がなされました。
- ・児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されていますが、児童養護施設等については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされています。実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職または進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳を過ぎて退所する児童は、1割以下となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう、通知が発出されました。
- ・18歳以降の措置延長制度
児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）
児童相談所運営指針：平成2年3月5日 児発133号（在所期間の延長）
児童養護施設等及び里親等の措置延長等について：平成23年12月28日 雇児発1228第2号

5. 養育のあり方の基本

(1) 関係性の回復をめざして

《運営指針の記述》

- ・ 子どもにとって、大人は「共に居る」時間の長短よりも「共に住まう」存在であることが大切である。子どもは、「共に住まう」大人（起居を共にする職員）との関係性の心地よさを求めつつ自らを創っていく。
- ・ 社会的養護は、従来の「家庭代替」の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められている。親子間の関係調整、回復支援の過程は、施設と親とが協働することによって果たされる。
- ・ 児童養護施設では、多かれ少なかれ複数の子どもが生活空間を共有している。子どもと大人の関係だけでなく、子ども同士の関係にも十分に配慮したい。虐待体験や分離体験を経た子どもには、子ども同士の関係の中に力に基づく関係がみられたり、対人関係そのものを避ける傾向がみられたりする。
- ・ 児童養護施設の職員は、様々な工夫を凝らして、子ども同士の関係にも適切に働きかけなければならない。子どもは、ぶつかり合い、助け合い、協力し合うといった体験を通して、他者を信頼する気持ちが芽生え、社会性や協調性を身につけていくのである。

《運営指針の解説》

養護とは、養育と保護を意味しており、保護は、子どもの育ちを支える安全な環境を用意することです。

そして、養育は子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自己の存在に自信を持てるようになることを基本の目的とします。そのためには、安心して自分を委ねられる大人の存在が重要です。そうした大人に子どもは、一緒に過ごす時間（量）よりも、心地よい関係性（質）を求めています。ですから、子どもにとって、大人は「共に居る」時間よりも「共に住まう」存在であることが大切です。そして、子どもは安心して暮らすことのできる環境の中で大人との愛着関係の形成を基本としながら、年齢に応じた社会の広がり（幼稚園・保育所・こども園→小学校→中学校→高校→大学等）を経験し、きょうだいや友人、学校・地域の人々などとの様々な人間関係を育みながら、社会を学び、自らを律し、自らを磨き成長していくのです。

しかし、児童養護施設にやってくる子どもは、そうした大人の存在がなかったり、心

地よい関係性が希薄だったりしたために、本来持っている可能性が引き出されないまま育っていくことがあります。子どもはいくつもの可能性を持っています。それは周囲の大人や様々な環境によって引き出すことができます。子どもの可能性に期待を抱きつつ寄り添う大人の存在というのは、これから大人に向かう子どもにとって一つのモデルとなります。そうした大人と出会い、その関係性を温めていくことで、子どもの可能性は引き出され、広がっていきます。ですから、児童養護施設の養育の基本はまず、関係性の回復にあるのです。

子どもと大人の関係性の回復を考えると、将来にわたって子どもが何をよりどころとして生きていくのか、つまりパーマネンシー（永続性）の視点を忘れてはいけません。ですから、子どもが虐待など養育不全の中に居ても、親子を分離しないで済むような支援が必要ですし、やむを得ず分離したとしても親子関係の再構築のための支援が必要となります。そのようなことから、今日の社会的養護には、従来の「家庭代替」の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められています。保護者の多くは、虐待を主とする養育問題、就労や借金など経済的問題、DVのような夫婦関係の問題など多様な生活問題を抱えているケースが少なくない現状があります。そのような中、親子間の関係調整、回復支援の過程は、施設と親とが「子どもの最善の利益」の視点に立って協働することによって果たされていきます。

児童養護施設では、複数の子どもが生活空間を共有していますから、子ども同士の関係性も子どもの育ちにとって重要な要素です。子どもは互いに、ぶつかり合い、助け合い、協力し合うといった体験を通して、他者を信頼する気持ちが芽生え、社会性や協調性を身につけていきます。しかし、児童養護施設は、様々な年齢の子どもたちが生活していますし、子どもの多くが虐待体験や分離体験を経ていますから、子ども同士の関係の中に、力に基づく関係（支配・服従）が見られたり、対人関係そのものを避ける傾向が見られたりします。ですから、職員には、様々な工夫を凝らして、子ども同士の関係に適切に働きかけることが求められます。

施設生活では、子ども同士のトラブルが発生します。トラブルの安易な解決手段として暴力など不適切な方法を用いてしまう子もいます。暴力などに頼ることなくトラブルを解決できるようになるプロセスこそ、子どもの成長そのものといえます。職員が、例えば暴力という事象にことさら注目して、子ども同士のトラブルに過度に介入してしまうと、子ども同士の関係は表面的なものになってしまい、そこから人間関係の取り方を学ぶことはなくなってしまいます。まずは、職員自身が子どもとの関係において、力に基づく関係や表面的な援助関係ではなく、愛着関係の形成を基本として子どもが安心して自分を委ねることができる大人となることが大切です。

《参考記述等》

回復へのアプローチ アドミッションケア（入所前後のケア）

回復するためには、子どもの育ちが、今どの状況にあるのかを知る必要があります。これは、病院に行くと病状を知るために問診票を書くことと似ています。児童相談所の行動診断・社会診断・心理診断・医学診断などを、総合的なアセスメントの基礎として、今の子どもの育ちと育ちへの願いを測ります。その差異を埋めるべく、個別な支援計画を立てて支援していくことが施設における回復の入り口です。それらの情報は児童養護施設へと引き継がれていきます。

(2) 養育のいとなみ

《運営指針の記述》

- ・ 社会的養護は〈養育のいとなみ〉である。子どもたちとともにする日々の生活の中から紡ぎ出されてくる、子どもたちの求めているもの、さらには子どもたちが容易には言葉にしえない思いをもくみ取ろうとするようないとなみが求められている。子どもにとっての「切実さ」「必要不可欠なもの」に気づいていくことが大切である。
- ・ 社会的養護のもとで養育される子どもにとって、その子にまつわる事実は、その多くが重く、困難を伴うものである。しかし、子どもが未来に向かって歩いていくためには、自身の過去を受け入れ、自己の物語を形成することが極めて重要な課題である。
- ・ 子どもが自分の生を受けとめるためには、あるがままの自分を受け入れてもらえる大人との出会いが必要である。「依存」と「自立」はそうした大人との出会いによって導き出され、成長を促される。
- ・ 社会的養護には、画一化されたプログラムの日常ではなく、子どもたち個々の興味や関心を受けとめる環境が求められる。そこでは子どもの個性や能力が引き出され、子どもが本来持っている成長力や回復力が促進される。
- ・ 子どもたちが将来に希望をもって、様々な体験を積み増しながら、夢をふくらませていくことは大切なことである。生活は、子どもにとって育ち（発達）の根幹となるものである。やがては子ども時代の生活を通して会得したこと、学習したことを意識的、無意識的な記憶の痕跡として再現していくことになる。

《運営指針の解説》

養育は一日だけのものではなく、連続的な日々の生活の積み重ねです。養育にまつわる職員の働きの大半は生活援助ですから、生活援助の過程は子どもとの関係性を構築していく過程ともいえます。そして、生活援助の目的は、基本的な生活習慣の確立であり、ひいては生きる力を培っていくこととなります。

基本的な生活援助は、食事、排せつ、衣類の着脱、身体の清潔、睡眠などを指し、規則正しい生活を一日一日積み重ねていくことが、基本的な生活習慣を確立していく基本となります。基本的な生活習慣の確立に向けては、年齢や子どもの発達特性、それまでの養育環境、地域の生活文化などにより異なった道すじがあることを知っておくことが大切です。そのうえで、子どもの成長過程において、安全で安心な生活環境の下で、食事、衣服、排泄、入浴、睡眠など、生活を営むうえで不可欠な要素を、子どもの発達段階に即して、着実に身につけられるよう支援していきます。生活は、子どもにとって育ち

(発達)のベース(土台)となるものです。やがては、子ども時代の生活を通して得たこと、学習したことは意識的・無意識的な記憶の痕跡として再現していきます。つまり、基本的生活習慣の確立は、将来子どもが社会生活を営んだり、親として子育てをするための準備として必要不可欠な事柄でもあります。

養育のいとなみの中で最も大切にしたいことは、子どもの心に何が起こっているのかを理解する(しようとする)ことです。そのために、子どもたちと共に営む日々の生活の中で表現される、子どもたちが求めているもの、子どもたちが言葉にできず伝えきれないものに気付いていくことが大切です。被虐待経験により大人に恐怖を感じる、発達課題を抱えている、幼くて言語表現が未熟である、言葉とはちがうところに本音があるなど、心の中を伝えられない子どもたちが出している小さなサインや変化に気付くことが求められています。そして、その心情に共感し寄り添うことは、子どもたちにとって「自分の持つ想いを素直に伝えていいのだ」という安心感につながっていきます。

社会的養護の下で養育される子どもにとって、産まれる前から今日に至るまでの事実は、その多くが複雑で、受け入れることが非常に困難です。しかし、人生において、過去が整理されていないことは、基礎のない建築物と同じであり、不安定で倒れやすい状態といえます。子どもが未来に向かって地に足をつけて歩んでいくためには、自身の過去を受け入れていくことで、過去から未来へとつながるストーリーを描く必要があります。子どもにとっては、事実を知ることが衝撃的なことであり、受け入れるためには相当の時間がかかる可能性もあります。職員には、子どものそうした心情に寄り添い、子どもと一緒にその過去を振り返ることが求められています。

「依存」と「自立」はそうした大人との出会いによって導き出され、成長を促されていきます。

社会的養護は、用意された養育のいとなみに子どもをはめ込むことではありません。また、画一化したプログラムに則って支援を行うことでもありません。子どもは多様ですし、一人の子どもを取り巻く状況も子ども自身もまた、予測のできない変化を続けています。ですから、施設の支援内容や方法は、子どもの育ちを見つめながら、その必要に応じて柔軟であることが求められます。こうした環境の中で、子どもの個性や能力が引き出され、子どもが本来持っている成長力や回復力が促進されることとなります。

《参考文献》

- 1) 稲垣由子著 2012「子ども学概論」丸善出版
- 2) 大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 援助指針策定委員会 2012 「児童福祉施設援助指針～「育て」と「育ち」を支えるために～」恒和プロダクト

(3) 養育を担う人の原則

《運営指針の記述》

- ・ 養育とは、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信を持てるようになることを基本の目的とする。そのためには安心して自分を委ねられる大人の存在が必要となる。
- ・ 子どもの潜在可能性は、開かれた大人の存在によって引き出される。子どもの可能性に期待をいだきつつ寄り添う大人の存在は、これから大人に向かう子どもにとってのモデルとなる。
- ・ ケアのはじまりは、家庭崩壊や親からの虐待に遭遇した子どもたちの背負わされた悲しみ、苦痛に、どれだけ思いを馳せることができるかにある。子どもの親や家族への理解はケアの「引き継ぎ」や「連続性」にとって不可避的課題である。
- ・ 子どもたちを大切にしている大人の姿や、そこで生まれ、健やかに育っている子どもの姿に触れることで、親の変化も期待される。親のこころの中に、子どもの変化を通して「愛」の循環が生まれるように支えていくことも大切である。
- ・ 養育者は、子どもたちに誠実にかかわりコミュニケーションを持ってない心情や理屈では割り切れない情動に寄り添い、時間をかけ、心ひらくまで待つこと、かかわっていくことを大切にする必要がある。分からないことは無理に分かろうと理論にあてはめて納得してしまうよりも、分からなさを大切に、見つめ、かかわり、考え、思いやり、調べ、研究していくことで分かる部分を増やしていくようにする。その姿勢を持ち続けることが、気づきへの感性を磨くことになる。
- ・ 子どもの養育を担う専門性は、養育の場で生きた過程を通して培われ続けなければならない。経験によって得られた知識と技能は、現実の養育の場面と過程のなかで絶えず見直しを迫られることになるからである。養育には、子どもの生活をトータルにとらえ、日常生活に根ざした平凡な養育のいとなみの質を追求する姿勢が求められる。

《運営指針の解説》

養育を担う人の原則として次の三点があげられます。

- ・ 養育の過程をとおして子どもとの関係性を構築していく。
- ・ 前の養育者から丁寧に引継ぎを受け、次に丁寧に引き継いでいく。
- ・ 子どもとつながり続けていく。

養育の過程と関係性の構築

人は、一人では生きていくことはできないといわれます。乳児期から母親を始めとする特定の養育者の世話を受け、その中で初めて「自分」、そして自分に関わる他者を認識していくのが本来です。その基盤となるのが愛着関係です。愛着関係の形成には、情緒の混乱した乳幼児期に、養育者からの一貫した肯定的な関わりが必要とされています。そして、子どもは安定した養育者を安全基地として、他者へと情緒的なつながりを広めていきます。そうして子どもは、「まわりの世界や人たちは信頼できるんだ」、「自分はその人たちから温かく見守られる存在なんだ」という信頼感と自己肯定感を獲得していきます。通常は、こうしたプロセスが前提にあって、そのうえでしつけや教育がなされるのです。

児童養護施設の子どもの多くは、こうしたプロセスを経てきていません。それでもしつけ（生活支援）をしなければなりませんし、学習支援もしなければなりません。そこに施設での養育の難しさがあります。ですから、ケア（施設養育）のはじまりにあっては、家庭崩壊や親からの虐待に遭遇した子どもたちの背負われた悲しみ、苦痛に、どれだけ思いを馳せることができるかが重要になります。そのうえで子どもを理解することから始めなければなりません。理解しようとしても分からない部分がたくさんあります。分からないことを無理に分かろうと理論にあてはめて納得してしまうよりも、分からなさを大切に、見つめ、かかわり、考え、思いやり、調べ、研究していくことでわかる部分を増やしていくことが大切です。また、支援内容や方法については、既存の養育理論や技法をそのまま用いて考えていくのではなく、さまざまな創意工夫が必要となります。もちろん、支援が計画通りに展開されることは稀ですから、その都度、創意工夫の変更を迫られることとなります。つまり、養育の過程は試行錯誤の繰り返しとなりますが、この過程こそが、子どもとの関係性を構築していく上で必要不可欠の要素と言えます。

養育の引き継ぎ

児童養護施設の養育だけで、子どもの養育が全うするわけではありません。児童養護施設の前に家庭や乳児院があります。また、家庭、社会、里親や他の社会的養護施設との関わりもあります。しかし、子どもからみればすべてがつながっている一つの道筋です。ですから、養育の「引き継ぎ」は養育の「連続性」を担保する意味からも重要なことです。ここでの「引き継ぎ」は、子どもに関する情報を引き継ぐだけでなく、子どもが抱えている喜び、悲しみ、苦痛などの心情、あわせて養育者の養育観やその子への想いも引き継ぐことを意味しています。そのことが養育の連続性を担保することになるのです。児童養護施設の子どもの多くは、家庭から来て家庭に帰っていきますから、とりわけ子どもの親や家族への理解は、養育の「引き継ぎ」や「連続性」にとって必要不可

欠のことといえます。

子どもとつながり続ける

社会的養護を経た子どもの多くは、家族や親族の援助がないか、あっても極めて少ない中で社会生活を営むこととなります。しかしながら、一人の子に多くの養育者がかかわってきたことも事実です。その子にかかわった養育者たちは互いに連携し、その子の人生を見守っていくことが求められています。一人の養育者とその子との絆は細い糸であっても、それが束になれば太い糸となって、その子の人生を支えていくことができるのです。

養育を担う専門性

児童養護施設における職員の基本的な役割は、子どもとの日常生活を通じて、基本的な生活習慣を確立していくとともに、社会生活に必要な知識や技能（自活能力、社会性、価値判断や行動規範など）を習得させていくことといえます。そのために必要な知識や技能が養育を担う専門性と考えられますが、これらは体系化された研修をもって身につくわけではありません。施設における養育には変数が数えきれないほどあります。例えば、入所前の養育環境、虐待の有無、発達課題の程度、施設の間関係、学校の適応状況などなど。ですから、支援内容や方法については、既存の養育理論や技法をあてはめて考えてもうまくいくことは少なく、さまざまな創意工夫をこらす必要があります。経験とは創意工夫の積み重ねであって、それによって得られた知識や技能は、現実の養育の場面と過程の中で絶えず見直しを迫られることとなります。このように、子どもの養育を担う専門性は、養育の場で生きた過程を通して培われ続けるのです。

例えば、基本的な生活習慣の確立にことさら注目すれば、子どもに強いることが多くなり、施設の生活が苦痛になりかねません。かんしゃくやパニックへの対応技術を身につけていても、食卓に団欒がないのなら、それは家庭的とはいえません。つまり、養育の一部を取り出して、それぞれについての援助技術を習得することも必要ですが、それ以上に、子どもの生活をトータルにとらえようとする「平凡な専門性」の追求こそが重要なのです。

児童養護施設の職員には、保育所の保育士とは異なる固有の専門性が必要です。例えば、①日常生活支援、②相談援助業務、③家事的業務、④学習支援・余暇支援、⑤健康観察、⑥環境整備・安全管理、⑦社会生活準備支援、⑧退所後支援、⑨その他業務、が考えられます。しかし、これも一概には言えず、施設の立地や形態、子どもの構成によってさまざまです。

家庭代替の機能を持つ児童養護施設ですが、ローテーションによる勤務で養育にあたるため、通常の家と比べて、養育者による「行動見本の提示」が少なく、子どもが養育者をモデリングする機会が少ないことは施設の弱みといえます。養育相談支援（親支援）の際に、養育の技術だけでなく福祉全般の知識（就労支援や各種手当支給に関する情報、社会資源の活用）などが必要な場合もあります。施設職員は、他機関や他職種と連携する機会も多いので、日頃からの協力的な連携関係を構築しておくことが求められます。担当する子どもについて他職種にもわかるように記録・説明できる力量も必要です。施設での記録は、家庭養育よりも充実しており、過去の子どもの行動や思い、他機関との連携の状況などが記載されており、子どもの育ちを支えるうえでの強みとも言えます。そして、複数の養育者あるいは複数の機関が連携して子どもにかかわることは、社会的養護の特徴であり最大の強みです。

(4) 家族と退所者への支援

《運営指針の記述》

① 家庭支援

- ・ 被措置児童の家庭は、地域や親族からも孤立していることが多く、行政サービスとしての子育て支援が届きにくい。こうした家庭に対して施設は、その養育機能を代替することはもちろんのこと、養育機能を補完するとともに子育てのパートナーとしての役割を果たしていくことが求められている。その意味では、児童養護施設は、子どもの最善の利益を念頭に、その家庭も支援の対象としなければならない。その場合、地域の社会資源の利用や関係者との協働が不可欠である。

② 退所した者への支援

- ・ 児童養護施設は、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も目的としていることから、その施設を退所した者は支援の対象となる。家庭復帰にしても進学・就職にしても、退所後の生活環境は施設と比べて安定したものではなく、自立のための援助を適切に行うためにも、退所した者の生活状況について把握しておく必要がある。

《運営指針の解説》

社会的養護には、従来の「家庭代替」の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められています。

現に保護されている子どもの家庭に限らず、養育不全の状態にある家庭が増加しています。実際、児童相談所に寄せられる児童虐待の通告相談件数は年間6万件を超えているものの、親子分離となるケースはその1割にも満たないのです。つまり、養育不全でありながら、行政の支援が「見守り」にとどまり、必要な子育て支援を受けていない家庭が数多くあります。また、施設から家庭に戻りながら、再び虐待の被害に遭う子どももたくさんいます。このような家庭は、地域や親族からも孤立していることが多く、行政サービスとしての子育て支援が届きにくいのが現状であるといえます。こうした家庭に対しては、施設がその養育機能を代替することはもちろんのこと、養育機能を補完するとともに子育てのパートナーとしての役割を果たしていくことが求められているのです。

児童養護施設はこれまで、保護された子どもの養育と自立のための支援を目的としていました。これに加えて、保護される前の家庭支援、つまり、親子分離に至らないよう

に支援することが求められています。今日の児童養護施設は、子どもにとって何が最善であるかを念頭に置き、その家庭も支援の対象としなければならないのです。

子育てが、家族だけで抱え込むことによって疲弊してしまわないように、社会全体で子育てをすることができるように、多くの資源を活用し、みんなで支援する協働して行う子育てを目指します。

児童養護施設を退所した者が、真に社会的自立を果たしていく道のりは平たんではありません。自立を困難にしている要因には、次のようなことが考えられます。

- ・社会生活能力のいかににかかわらず、一定の年齢（措置延長も20歳まで）に達すると、自立を強いられる。
- ・施設生活と社会生活のギャップが大きい（小規模化で小さくなってきてはいる）。
- ・家族や親族からの支援が期待できない。
- ・不安定な仕事に就くことが多い。

家庭復帰をするにしても進学・就職にしても、退所後の生活環境は施設と比べて安定したものではなく、不安や混乱が出てくるのが頻繁に見受けられます。自立のための援助を適切に行うためにも、退所した者の生活状況について継続して把握しておく必要があります。そのうえで、退所後の生活を施設全体で支える取組が求められています。

《参考記述》

措置変更に関する議論

児童養護施設における措置変更は、子どもの非行などの問題行動の顕在化により、施設での対応が困難と判断されたときに検討されます。その背景には支援の限界（辛さやしんどさ）など、職員側の視点によるものが大きく影響しています。そのため、措置変更には施設側にマイナスイメージが付きまとい、措置変更した場合、職員は自らの至らなさを反省するといった構図があります。

このような措置変更が繰り返されることは問題ですが、近年は子どもが抱える問題の複雑化や深刻化にともない、社会的養護の場で不適応を起こしたり、状態が悪化するケースも見受けられます。子どもにとっての最善の利益を最優先し、それに明確な根拠（エビデンス）を示すことで、子どもをどの環境にプレースメント（適正な場所への配置）することが最善かを吟味した支援が求められます。

児童養護施設では、他人が複数で養育を担います。職員との相性や価値観の差などから、関係性にミスマッチが起きる可能性は少なくありません。さらに小規模化が進めば、それはいつそう深刻な問題として内在化することが予想されます。家庭的養護が推進される中、ある程度の透明性と、養育が難しくなった場合に組織的な対応ができる体制を備えておくうえでも、措置変更の概念を改めて考えれば、子どもの最善の利益を保証するからこそその適正なプレースメントのための措置変更はあってしかるべきものだと思います。

6. 児童養護施設の将来像

(1) 施設の小規模化と施設機能の地域分散化

《運営指針の記述》

- ・ 今日、社会的養護を必要とする子どもたちは、ますます大きな生きづらさや困難を抱えて、児童養護施設へ入所している。児童養護施設は、こうした子どもたちの心身の健やかな成長と、子どもたちの生きづらさからの克服を支え続けていくことが求められる。
- ・ 児童養護施設には、配慮された生活の継続性が重要である。配慮のなされた生活体験は、将来に向かって子どもの人生に豊かさを育んでいく。日常生活では特定の養育者が個別的な関係を持つとともに、生活感と温かみを実感できる居場所が必要である。社会的養護における生活は、その環境が子ども・大人相互の信頼に足るものであることが大切である。
- ・ 児童養護施設の将来像は、平成23年7月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会によるとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」のように、本体施設のすべてを小規模グループケアにしていくとともに、本体施設の定員を少なくし、地域のグループホームに移していく方向に進むべきである。
- ・ また、家庭養護を優先する社会的養護の原則の下、児童養護施設は、家庭養護の担い手である里親やファミリーホームを支援していく。
- ・ 小規模化と地域分散化の取り組みを進めていくためには、一人一人の職員に、養育のあり方についての理解や力量の向上が求められ、また、職員を孤立化させない組織運営力の向上やスーパーバイズの体制が必要となることから、中長期的計画を立てて、地域の中で養育の機能を果たす児童養護施設への転換を目指していく。

《運営指針の解説》

1. 施設の小規模化の状況

地域小規模児童養護施設

施設の小規模化に関する動きは、2000年度（平成12年度）に地域小規模児童養護施設が制度化されたことで、本格化しました。その7年後の2007年度（平成19年度）には146か所となり、2008年度（平成20年度）には、1施設での複数施設の運営が可能となったことから、2012年度（平成24年度）には190施設、250か所となりました。

小規模グループケア

小規模グループケアは、2004年度（平成16年度）に制度化され、3年後の2007年度（平成19年度）には315施設で315グループケアが実施されています。そして、2012年度（平成24年度）には、381施設、709グループとなり、5年間で約2倍の伸びとなっています。制度化当初は1施設1グループでしたが、2008年度（平成20年度）に1施設2グループまで、2010年度（平成22年度）には3グループ、そして、2011年度（平成23年度）からは6グループまでの設置が可能となっています。

飛躍的に増加した背景には「小規模グループケア加算」による財政面の保障があります。これにより各施設は具現化しやすいものとなったことが挙げられます。

II. 児童養護施設の小規模化の目的

2012年度（平成24年度）に示された児童養護施設運営指針では、小規模化の方向性が明確に示されました。小規模化に関するキーワードとして以下のことがあげられます。

施設ケアに関する事項

①子どもの心身の健やかな成長の支援、②生きづらさからの克服のための支援、③配慮された生活の継続性、④人生に豊かさを育む支援、⑤特定の養育者との個別的关系構築、⑥生活感と温かみを実感できる居場所

地域に関する事項

①里親、ファミリーホームに対する支援、②地域の中での養育機能

III. 小規模化から見えてくる将来像

施設の小規模化には、児童養護施設の機能を多角的な視点で考えていく必要があります。小規模化が目指す方向性を確認しておかなければ、単に施設を小規模化するだけになる恐れがあります。「育ちの環境」の観点から小規模化の将来像を考える必要があります。

本来の子どもの育ちは家庭で親の養育により保障されます。これが期待できない場合、代替的養育として社会的養護が存在します。小規模化は、この視点において「より家庭的」な環境を保障する目的で進められていますが、施設現場は小規模化にとまどいもあります。それは、日々の実践で感じる子どものメンタリティが背景にあると考えられます。施設で暮らす子どもたちは、多数の仲間と一緒に生活することを希望することが多々あります。そのため小規模施設への転居に躊躇や反発することがありますが、この背景にあるメンタリティは、「安心感」の有無だといえます。

家庭での養育においては、いつでも寄り添い、愛してくれる親がいて、くつろげる空間があります。家に帰れば、団らんや癒しがあり、「安全基地」の機能があります。一方、

児童養護施設で暮らす子どもの中には、多くの職員がいることや、一緒に暮らす子どもとの交流で、賑やかな日々で安心感をもつ子どももいます。児童養護施設の暮らしは、家庭と同等レベルの「質」を期待することはできないので、子どもたちは「量」で埋めようとしているといえます。これが、子どもたちが集団での暮らしを希望する理由であると考えられます。

児童養護施設は、大舎制、小舎制、小規模グループケアなど、施設の建物形態に関係なく、同じ養育を保障すべきです。「大舎だから」や「小規模化するから」といった理由で養育方針を変更することは、エビデンス（根拠）に基づかない実践になっていることを自認しなければなりません。小規模化は一つ的手段に過ぎず、その本質が「個別化」にあることを忘れてはなりません。形態として小規模化しても、その実践の妥当性を自らが検証することが小規模化の議論の中心でなければなりません。

養育は、「環境」と「情」（愛情）から構成されているといえます。前者は、家や施設などの構造物（部屋）と生活形態（人数）を基本とし、日々の生活の営みからなり、「文化」や「価値観」、「生活様式」により多大な影響を受けています。これらは、そこで生活をした子ども達に引き継がれていきます。後者は、子どもを「かわいい」、「愛おしい」と思う愛と感情です。これらは人に自尊心をもたらしてくれます。それは強みとなり、自立の推進力となります。

養育は、これらを融合し、日々繰り返される営みです。小規模ケアを通して、子どもに何が引き継がれていくのか、そして養育の結果として社会生活を営む力を培うことができるのか、議論し、検討されなければなりません。

IV. 施設機能の地域分散化

第二次大戦後の戦災孤児や、浮浪児を救済したことから社会事業を開始した児童養護施設が多くあり、戦後の混乱期に多大な社会貢献をしました。そして、近年は児童虐待が社会問題となり、マスコミに取り上げられることも多いですが、虐待による被害や加害など、その事実のみが注目され、その後子どもたちがどのような暮らしをしているのかとなると、大きく取り上げられることは多くありません。

2011年(平成23年)1月に、一般市民がランドセルを児童養護施設に届けたことから、タイガーマスク運動として世間から注目が集まりましたが、一過性のもので、依然として児童養護施設の社会的認知度は高いとはいえません。

認知度を高め、社会に正しく理解してもらうためには、地域の子育て支援の機能を担うことなどを考えなければなりません。その一つに、施設を地域へ分散させ、地域に根ざした役割と機能を担う方法があります。

地域分散化においては、小規模グループケアが有効だと考えています。その狙いは、社会的養護が必要な子どもに対して、家庭的な生活を提供することであり、地域にとつ

て身近な児童養護施設となることです。

現在、施設運営は全額公費で賄われています。これは、社会的養護の子どもたちに安定した生活を保障するためには不可欠なものですが、児童養護施設の将来像を考えたとき、地域子育て支援の一翼を担う必要から、「利用したい」と思ってもらえるサービスの提供を考える必要があります。それには、施設を運営する法人が地域のニーズをキャッチし、必要なサービスを創造し、質の担保もしなければなりません。

児童養護施設は、大規模施設から小規模施設へと変革してきています。施設機能の地域分散化は、地域のなかに入り込み、そこで暮らす住民と協働して地域作りをしていくことで、ひいては施設でのより良い養育につながっていくといえます。

(2) 施設機能の高度化と地域支援

《運営指針の記述》

- ・ 児童養護施設は、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設は、地域のセンター施設として、その機能を高度化させていく。
- ・ 児童養護施設では、虐待を受けたことや発達障害などのために専門的なケアを必要としている子どもの養育を行うことから、その専門性を高めていく。
- ・ また、早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築の支援、虐待防止のための親支援、地域の里親等への支援、ショートステイなどによる地域の子育て支援など、地域支援の機能を高めていく。
- ・ ケアワークの機能に加えて、ソーシャルワークの機能を充実し、関係機関との連携を強めていく。
- ・ 親や家族から離れて生活する子どもへの、親や家族との心理的、物理的な関係の配慮や養育の過程のはからいは、子どもの生活を安心、安全の場とするために欠かせない。

《運営指針の解説》

児童養護施設運営指針には、施設機能の高度化を図り、地域のセンター施設としての機能を付加させることが示されています。施設機能の高度化とは、虐待を受けたことや発達障害などの支援のために専門的なケアが出来る機能や家庭支援、アフターケア、また、地域の子育て支援や里親支援等が出来る機能やその支援レベルの高度化も含まれています。

近年、法律婚にとらわれない結婚、ひとり親家庭の増加など、様々な家族の形態があります。家庭機能が低下したり、地域コミュニティが機能不全に陥っている地域もあり、地域社会における課題や問題は山積しています。最近では「子どもの貧困」も深刻化し、給食がない夏休みに痩せる子どもたちや、高校への進学費用が捻出できない家庭も増加しています。児童養護施設の主たる機能は、社会的養護を必要とする子どもへの支援ですが、ひとり親家庭、ステップファミリー、養育に課題を抱える家庭など、地域の子育て家庭への支援も求められています。

現在、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設では、施設機能を開放し、居場所や発達支援の機能を通所機能として有しているところがあります。児童養護施設も、このように直接的に地域へ向けた機能の創設を検討する必要があるといえます。

I. 施設機能の高度化の方策

ニーズキャッチ

社会的認知として、児童養護施設は家庭代替機能のイメージが強く、本来の社会的養護の意味するところの「子どもは社会で（が）育てる」という視点が見過ごされがちになることもあります。

「子どもを社会で育てる」という認識が強ければ、職員は、入所している子どもに限らず、地域の子どもたちに対しても積極的な態度になれるのではないのでしょうか。児童養護施設は、その地域について、子どもが育つ環境として充実している点と不足している点を見つけだし、地域自治会などと協働することで、地域のニーズを把握することが求められます。地域が社会資源として児童養護施設を活用していくことで、地域における児童養護施設の役割や機能が明確化されます。

職員の資質

職員の資質向上は、施設機能の高度化の必須要件です。資質を向上させるには、在職年数の長期化と個々のスキルアップを一体化させる必要があります。経験は専門性の礎と捉えることができます。しかし、時間のみを積み上げても専門性は向上しません。そのため、児童養護施設における専門性とは何かを具体化することと、実践に関する根拠を示すことが必要です。実践し、実践を常に振り返り分析し取り組みの方針を立て、その方針に基づいて実践していくサイクルが重要になります。

専門性に関しては、2つの視点が考えられます。一つ目はエキスパート、もう一つがスペシャリストです。エキスパートは「達人的スキルを持つ人」と考え、保育士や児童指導員が目指す専門性を持つ人のことです。経験を核に実践をおこない、それを説明できる客観的視点を併せ持つことで、実践を理論化します。次に、スペシャリストは「専門的スキルを持つ人」と考え、社会福祉士や臨床心理士などが目指す専門性を持つ人のことと位置づけます。理論を核に実践をおこない、エビデンス（根拠）の明確化とその妥当性を示します。

前者は、生活支援や自立支援中心のケアワーク、後者は家庭支援や機関調整、心理的支援などのソーシャルワークが中心の職責となります。これをカンファレンスなどにより、有機的に機能させ、包括的に支援できるスキルが求められます。

II. 地域支援

児童養護施設が地域支援としての機能を果たすべきという考え方は、特に目新しいものではありません。児童養護施設職員が担うことがイメージされる地域支援は、子ども会やPTAなど、施設で暮らす子どもを介して行う活動や、ショートステイなどの利用

事業、1998年の児童福祉法改正で創設された、児童家庭支援センターの機能が挙げられます。

児童養護施設の歴史を辿ると、その多くは戦災孤児や浮浪児救済などの地域支援がありました。そして、現在も子育ての最後の砦として機能しています。しかし、行政からの措置であることから、能動的というより受動的な地域支援となっており、施設の立地している地域での直接的な支援は、住民の利用頻度などからみても有机的に機能しているとは言い難い状況にあります。

地域子育て支援と地域拠点としての社会的養護の役割

地域子育て支援に取り組むうえで最初にすべきことは、地域支援活動の範囲を明確化することです。

ポイントは、次の通りです。

①ターゲット（対象）の設定

養育力の脆弱な家庭、貧困家庭やひとり親家庭、ステップファミリーなど、リスク度が高い家庭を対象とする。

⇒子育て支援の取組は、一般家庭に対しては比較的充実してきています。しかし、リスク要因がある家庭に対しては十分とはいえず、この分野で専門的に支援できる機関は社会的養護関連と考えられ、ここにターゲットを絞った支援は有効だといえます。

②エリアの設定

施設が立地している中学校校区を中心に様々な企画やプログラムをつくる。

⇒中学校校区を対象とすることで、地域に根ざした情報発信やイベントの企画が可能になります。また、インターネットで配信する情報と地域向けの情報発信を使い分けることで、より身近に支援があることを実感でき、利用者に安心感を持ってもらえる可能性があります。相談支援などには迅速かつ、細やかに対応することが肝要であり、これらを勘案すると、地域差はありますが中学校校区の規模が妥当だといえます。

施設機能の地域分散化と地域支援においては、2つの方向性と5つの内容が考えられます。一つ目の視点は児童養護施設の「基本的機能」です。それにはアフターケアと里親支援があります。二つ目の視点は新たに付加すべき機能です。これは育ち直しの支援、学校生活に適応する力を育む支援、療育訓練、子どもの居場所、子育て相談などの機能です。

アフターケア

アフターケアには、「家庭復帰」と「施設から社会に巣立つ」の二つのパターンがあります。施設は入所中に養育者とラポール（信頼関係）形成をおこない、家庭復帰後のサポートネットワークを構築する必要があります。これには、様々な方法が考えられます

が、幼稚園や学校など、子どもと毎日交流のある機関との連携を柱として、連絡を密にするこゝとで、事態の悪化を回避できるようにすることも大切です。

「施設から社会に巣立つ」ケースには、就職と進学があります。就職の場合、上司に事情を理解してもらい、会社と連携して、定期面談など協働で対応することも考えられます。進学では、学費の納入や生活費の工面など、不安定要素も多く、様々なハードルがあるので、原則20歳までの措置延長と、自立援助ホームの整備など、サポート体制の充実が急務です。また、地域で支援者を集い、奨学金制度などを創設し、半期ごとに報告会を開催するなど、施設と地域とで支える環境を整えることも有効な方法です。

里親支援

2012（平成24）年度に、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員が配置され、地区里親会や行政との連携を図り、相互交流や支援などを行うことになっています。今後、家庭養護が強く推進されるなかで、児童養護施設の機能に里親支援を整備し、施設と協働して社会的養護を支えるための高度化を図らなければなりません。

育ち直しの支援～子育ての質を保障できる機関としての児童養護施設

児童養護施設は入所している子どもたちに日々、「育ち直し」の支援を提供しています。これは社会的養護がもつ特有のものであり、育ちの量を保障している保育所と一線を画すものです。これらを地域の子育て支援に活用していくことが大切です。児童養護施設は生活施設であることから、既存の機能として中短期滞在は可能です。これに通所機能を加えることで、汎用性が増し、ほとんどのニーズに対応できるはずで、そして、職員が子どもと関わり、理解を深めることで、養育者に適切な助言や協働で育ち直しを考えることが可能となります。

療育訓練、子どもの居場所、子育て相談機能、親支援

児童養護施設の基本的機能である生活基盤に親支援や子育て支援を内在させ、養育訓練や子どもの居場所、子育て相談などの専門的機能を付加し、高機能化した地域支援を確立していく必要があります。つまり、子育て支援の普遍化と一般化を担う機関として機能することが、地域の子育て関係の専門機関として活用されることとなります。つまり、国が示している、退所児童や里親支援の拠点に限定するのではなく、柔軟かつ多様な対応が求められています。

児童養護施設の機能を最大限活用して、ショートステイを拡充、アレンジさせた形での生活支援や、施設利用事業として「子育て広場」の開催そして、児童館機能も有することで、これらを有機的に機能させ、そこに社会福祉士、臨床心理士などの専門職が在駐する専門機関として、地域の子育て支援の拠点を担う機能を構築することが児童養護

施設の将来像であるといえます。

《参考資料》

厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課虐待防止対策室（2007年）「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」の公表について

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ（2012年）「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」

第Ⅱ部 各論

1. 養育・支援

(1) 養育・支援の基本

《運営指針の記述》

- ① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する。
 - ・ 職員は高い専門性に基づく深い洞察力をもって子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもの課題把握に努める。
 - ・ 被虐待体験や分離体験など子どもが抱える苦痛やいかりを理解する。
 - ・ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、理由や背景を理解する。
- ② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援する。
 - ・ 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保する。
 - ・ 子ども一人一人の充足すべき基本的欲求を把握する。
 - ・ 基本的欲求の充足において、子どもの希望や子どもと職員との関係性を重視する。
 - ・ 職員は、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもとの関係性をより深める。
- ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障する。
 - ・ 過干渉にならず、つまずきや失敗の体験を大切にし、子どもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成し、自己を向上発展させられるよう養育・支援する。
- ④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する。
 - ・ 年齢や発達段階に応じた図書や、玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
 - ・ 幼稚園の就園等、可能な限り施設外で教育を受ける機会を保障する。
 - ・ 子どもの発達段階や学校適応状況を勘案して、必要に応じて特別支援教育を受ける機会を保障する。
- ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規

範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。

- ・ 職員の指示や声掛けは適切に行い、穏やかで秩序ある生活が営めるようにする。
- ・ 普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
- ・ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう養育・支援する。
- ・ 子どもが社会生活を営む上で必要な様々な知識や技術を日常的に伝え、子どもが生活技術や能力を習得できるよう養育・支援する。

《運営指針の解説》

養育・支援の難しさ

施設における養育・支援は、子どもとの信頼関係を基盤に行われなければならないことは言うまでもありません。しかしながら、養育・支援の前提となる信頼関係を築いていくこと自体が容易なことではないことが現実です。

発達心理学者のエリクソンは、発達の第一段階（乳児期）において、その後の人間形成にとって最も重要な「基本的信頼感」を身につけなければならないとし、もしこれをもつことに失敗すれば、“不信感”で特徴づけられる自己・他者になってしまうとしています。つまり、愛されるに値しない自己、信頼できない他者といった、歪んだ自己・他者イメージを獲得してしまうのです。このように、施設には基本的信頼感の獲得の段階でつまづいている子どもが多数入所してきます。こうした子どもたちと信頼関係を築いていくことは忍耐のいる作業といえます。

エピソード～継父から強い身体的虐待を受けてきた小2 男児

入所間もないある日、園庭で自転車に乗って遊んでいた。

自転車を園庭の真ん中に取り捨ててそのまま室内に入ってきたので、それを見ていた施設長が男児に対して「〇〇くん、自転車を元の場所に片付けなさい。」と注意すると、男児は施設長に対して「うるせえ！おめえが片付けるよ。」と答えた。

このように、至極当然の注意であっても、素直に受けとめられず、反抗的な態度をとることも多々あります。「僕のことが嫌いだから僕ばかり怒るんだ」と思ったのかもしれない。実は、こんなところに施設での養育・支援の難しさがあります。

信頼関係を築いていくために

子どもが基本的信頼感を獲得していくのに最も重要なことは、自分を無条件に愛し、

受け入れてくれる大人との間に愛着関係を形成することです。施設にやってくる子どもは、親との愛着形成が不十分で、基本的信頼の獲得に失敗していることが多くあります。そうであるなら、施設での養育・支援は、養育者（施設の職員）との愛着に基づく信頼関係を築き、子どもが安心して自分を委ねられる存在を実感できることから考えなければなりませんといえます。

そこでまず養育者に求められるのは、子どもの存在そのものを虚心に受けとめようとする姿勢です。何度注意されても同じことを繰り返す、無気力で何もやろうとしない、弱い者をいじめる、人のものを盗むなど、子どもから表出されるものが負の感情や不適切な行動であっても、その子の今の現実を事実として、受けとめ、見つめ、思いやることが大切です。

そのうえで、様々な知見と経験によって培われた深い洞察力等を総合的に活用して、「どうしてそうなのか」、「子どもの心に何が起こっているのか」を理解することが大切です。理解できないことも多いでしょう。その場合、都合のいい理論にあてはめて無理に理解しようとするのではなく、「その子の人生に何があったのか」に思いを馳せながら寄り添い、時間をかけ、理解できる部分を増やしていくことが大切です。こうした態度こそが「受容的・支持的」といえるのです。

子どもは、このようなプロセスを通して「自分のことがわかってもらえている」という感覚を持つことができ、大人（養育者）への信頼が芽生えていきます。そして、子どもが安心して自分を委ねられる存在となれるのです。

生活援助の基本

施設の養育・支援の主たるものは、生活援助です。せっかく受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもの理解に優れていても、日々の生活援助の中で子どもが「大切にされていない」と感じているならば、子どもと信頼関係を築くことはできません。

生活援助のはじまりは基本的欲求の充足にあります。とりわけ食事、睡眠、排泄といった乳幼児期における生理的欲求は、「こちよさ」や「安心感」を伴うように充足されることが大切です。なぜなら、大人の関わりが「こちよさ」や「安心感」をもたらすことが、基本的信頼感を獲得するうえで重要なことだからです。その意味では、子どもが「不快」や「不安」な状態の時に発するサインを見逃すことなく、速やかにそして丁寧に、「不快」や「不安」をとりのぞくことが大切です。

また、基本的欲求の充足は、勤務ローテーションの中で日課に沿って「こなしていく」といった形で行われるのではなく、できる限り子どもが信頼を寄せる職員によってなされるともに、子どもと職員が共に作り出す日常生活の中で自然な形でなされることが大切です。

エピソード～夜、ひとりで寝られない中学生男児

小規模化が進んで個室が与えられた。消灯時間が過ぎても一向に寝ようとせず、リビングで他児を巻き込んでさわいでいる。何度も自室にもどるよう促すが耳を貸そうとしない。ベテラン職員が話を聞くと「怖くて眠れない」という。ベテラン職員曰く、「きっと小さいころ、夜中目が覚めても周りに誰もいなくて怖い思いをしていたんじゃないかな」。

生活援助を通して自己肯定感を育む

子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験する様々なつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。しかし、施設では一般家庭と比して、一人の職員がその時々々に掌握、援助しなければならぬ子どもの数が多くなります。そのため、子どものつまずきや失敗につきあうだけのゆとりがないため、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまう傾向にあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めてあげることで自己肯定感を高めていきます。

そのためにも職員は、子どもの未熟さを嘆いたり、「できない」と決めつけて過干渉になったりしてしまうのではなく、子どもの可能性を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは、職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。

エピソード～職員1名と幼児5人の食事場面

職員が配膳する姿を見て、自分の食事を自分で準備しようとする幼児。お汁がこぼれそうなので危なっかしい。それを見て職員は、「余計なことはしなくていいから座ってなさい」。

エピソード～4歳女児

それまで一人で着ることのできなかったボタン付きの洋服。今日は着せてくれる職員がいないので、一人でやってみたら着ることができた。「やったー！でも誰も気付いてくれない」。

発達保障

子どもの発達保障の観点からも、前述した基本的信頼感の獲得、基本的欲求の充足、そして自己肯定感の涵養はとても重要なことですが、ここでは発達保障を促す物理的な環境に視点をあてて考えたいと思います。

施設の子どもたちの中には、本来もっている能力を発揮できずにいる子どもが数多くいます。これには様々な要因が考えられますが、その一つに、それまでの生育環境に恵まれなかったことがあげられます。例えば、豊かな情緒を育む絵本、知的発達を促す玩具などが身近にあるような、つまり文化的環境に恵まれていなかったということです。

施設では、入所している子どもの年齢幅が大きいので、それぞれの年齢段階にあった学びや遊びの環境が用意され、そして利用されていることが大切です。また、社会資源を積極的に活用することも大切です。例えば、すでに費用が支弁されている幼稚園就園や中学生の通塾については、当然のこととしてその機会を保障しなければなりませんし、小学生に対しても基礎学力の不足に対応した取組が期待されます。また、施設には何らかの障害を有する子どもも数多くいますので、必要に応じて特別支援教育を受ける機会を保障することも重要です。

子どもにとっては、スポーツ、音楽、演劇など、好きなものや打ち込めるものができると、精神的にも安定しやすくなります。それらは退所後の生活にも潤いをもたらすことでしょう。施設では、そうしたものに触れる機会を提供することが大切です。

基本的生活習慣の確立

子どもの自立支援として、基本的生活習慣の確立、社会常識・規範の習得、様々な生活技術の習得は欠くことのできないものです。これらは、特別な時間を設けて支援するのではなくて、穏やかで秩序ある生活を通して自然な形で身につくよう支援していくことが大切です。つまり、穏やかで安全性や快適さに配慮された生活がこちよきものならば、子どもはそのこちよきを維持しようと、その生活を作っている様々な要素を学んでいきます。

そのような学びの根幹はやはり、職員との関係性です。ですから、施設のルールや社会常識・規範を振りかざし、子どもに押し付けるのではなく、普段から職員がその振る舞いや態度で模範を示すこと、そして「どうしてそうするのか」を丁寧に説明することが大切です。また、日頃より基本的生活習慣や社会常識・規範などについて子どもと話し合う機会をもつことも大切です。

(2) 食生活

《運営指針の記述》

- ① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫する。
 - ・ 食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫する。
 - ・ クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく食べられるなど、配慮された食事環境とする。
 - ・ 無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮する。
 - ・ 施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設ける。
- ② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供する。
 - ・ 子どもの年齢、障害のある子ども、また、食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。
 - ・ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を調査し、栄養摂取量を勘案し献立に反映する。
- ③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
 - ・ 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
 - ・ 日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行う。
 - ・ 偏食の指導を適切に行う。
 - ・ 食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるようにする。
 - ・ 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにする。

《運営指針の解説》

食のもつ力

養育・支援は、生活援助を通して築かれた信頼関係を基盤に行われますが、食はその中心に置かれる必要があります。一緒にメニューを考え、買い物をする。一緒に料理し、食卓に並べる。そして食卓を囲み、会話をしながら一緒に食べる。一緒に片付け、次のメニューを考える。この自然な流れの中に、豊かなコミュニケーションがあるのです。施設でできることには限界がありますが、子どもとの愛着や関係を育むために、食のもつ力を最大限に活用することが必要です。

1. 団らんの場としての食卓

食卓は、成長発達に必要な栄養摂取の場であるとともに、共に生活する人たちが集い、団らんする場であるべきです。ありがたい。

施設にやってくる子どもにとって、その家庭での食卓は葛藤の場面でもあります。親からの厳しいしつけ、ひとりぼっちの食事、食べ物そのものがないなど。食卓には、人間関係などその生活集団の雰囲気が反映されます。食事の時間は、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気となっていることが大切です。



エピソード～ある児童養護施設に別の施設の職員が見学に来て、小規模ユニットでの食事に同席した

見学に来た職員が驚いた表情でユニットの担当職員に、「この施設は職員と子どもと一緒に食事をするんですね。」と。担当職員が「えっ！そちらは一緒じゃないんですか？」と問うと、「だって、一緒に食べていたら食べさせるという業務が果たせないじゃないですか」。

しつけの基本としての食事

食べ方でその子の「育ち」がわかるとよくいわれます。そのくらい食事は基本的な生活習慣を確立していくうえでの基本となるもので、食事を通して、礼儀作法や生活のリズムが形成されていきます。ですから、食器、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫、清潔さ、そして食事の時間など、配慮の行き届いた環境の中で食事をとることが大切です。もちろん職員自身も、食事の場面における立居振舞には注意を払わなければなりません。

身体的成長の基本としての食事

食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあつた調理方法や栄養のバランスに配慮することが大切です。そして、食事が楽しい時間であり、発育に必要な

な栄養をしっかり摂るためにも、子どもの嗜好を考慮した食事の提供が必要です。そのためにも、定期的に残食の状況やアンケート調査、献立会議等を通して嗜好を把握する取組が求められます。

児童養護施設では子どもの年齢幅も大きいですし、最近では食物アレルギーを持つ子など食事に特別な配慮が必要な子が増えています。病気のときなど健康状態に配慮した食事を含めて、子ども一人一人の状況に応じた食事の提供が求められます。

分業から統合へ

児童養護施設では、日々の生活援助と食事の提供とを別々の職員が担ってきました。家庭的養護の推進の中、これらを同一の職員が行う取組が増えてきています。例えば地域小規模児童養護施設では、献立について子どもの状況に応じて柔軟に対応できるのですが、そうした場合であっても、配慮のこもった食事を提供するとともに、食事が身体的成長の基本であることを忘れてはなりません。

食育の推進

児童養護施設では、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身につけていない子どもも少なくありません。ですから、日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。発達段階に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、基本的な食習慣の習得に向けて職員が範を示すことが求められます。

偏食は施設の子どもの限らない問題ですが、その支援については、無理強いするのではなく、少しずつ食べられるようになるように工夫する必要があります。また、経済面や健康の観点から「どうして食べなければならないのか」を説明したり、職員自身がおいしく食べる様子を子どもに見せたりすることも大切です。

一方、食生活のグローバル化が進む今日、子どもが、郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、日本や地域の食文化を知ることが、社会的養護の大切な取組といえます。



(3) 衣生活

《運営指針の記述》

- ① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供する。
 - ・ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものが着用できるようにする。
- ② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援する。
 - ・ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援する。
 - ・ 発達段階や好みに合わせて、四季を通じて子ども自身が衣服を購入する機会を設ける。

《運営指針の解説》

衣服のもつ意味

衣服の目的は身体の保護にあることはもちろんですが、服装がもつ社会的、心理的意味を十分理解したうえで衣服を提供し、また選択を援助する必要があります。

常に清潔で、体に合い、季節に合ったものが提供されることで、養育者がその子どもを大切にしているというメッセージとなり、自然な形で関係が育まれていきます。そのためにも、TPOに合わせた服装ができたり、いつも清潔な下着を身につけたり、汚れた時にすぐに着替えたりすることができるよう、衣服が十分に確保されていることが大切です。

また、服装は、子どもにとって自己を表現する重要な手段です。子どもの好みや個性を大切にするとともに、TPOに合わせた選択ができるような配慮に努めたいものです。

衣習慣の習得

適切な衣習慣の習得のために、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性に合ったもの、子どもの好みに合ったものを購入するような配慮が求められます。とりわけ高年齢児においては自分自身で選び、購入できるような機会を確保することも必要です。

また、季節や気候にあわせた衣服の選択や、衣類の補修等が、発達段階に応じて子ども自身でできるように支援することが求められます。

(4) 住生活

《運営指針の記述》

- ① 居室等施設全体がきれいに整美されているようにする。
 - ・ 建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもの取り巻く住環境から、そこに暮らす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにする。
 - ・ 軽度の修繕は迅速に行う。
 - ・ 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにする。
- ② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにする。
 - ・ 小規模グループケアを行う環境づくりに配慮する。
 - ・ 家庭的な環境としてくつろげる空間を確保する。
 - ・ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保する。

《運営指針の解説》

住環境のもつ意味

子どもを取り巻く住環境は、まず、安全が確保されることが大切です。そのうえで、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などに至るまで、そこで生活する子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにすることが求められます。庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いており、室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっていることが大切です。また、食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。

そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない子どももいますが、発達段階や子どもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。子どものプライバシーや自主性の尊重を理由に、乱雑な状態を放置しておくことは望ましくありません。

安全・安心な居場所の確保

子ども一人一人の居場所が確保され、そこにあることで安全・安心と感じられることが大切です。たとえ4人部屋であっても、大切な人の写真を遠慮なく飾ることができるなど、個人の空間が確保されていることが求められます。

中学生ともなると個室を提供することが望ましいですが、一人になることに不安を感じる子どももいますので、個々の状況を勘案して配慮することが必要です。

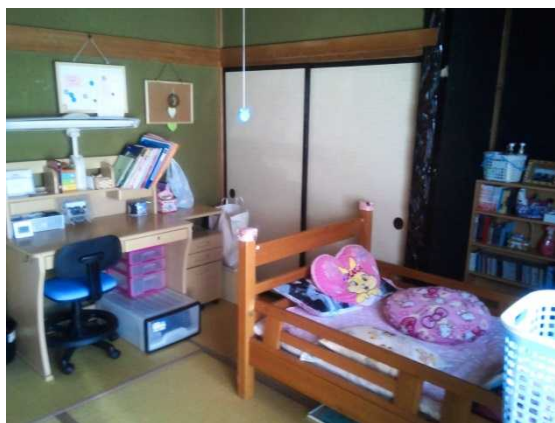
プライバシーの保護

生活様式が違っていても、施設は他者との集団生活の場であることに違いはありません。

集団生活の中で子どもたち一人ひとりの個性やプライバシーには十分な配慮を払うことが大切です。施設に入所していることを他者に知られたくない。電話している内容を聞かれたくない。ノックもせずに部屋に入ってくる。個人の引き出しなど無断で開ける。など日常生活で起こりがちです。自分のプライバシーが守れることと同時に他者のプライバシーを尊重する考え方を施設全体に徹底することも重要です。

小集団養育のポイント

家庭的養護が推進される今日、6人程度の小集団養育を進めていくことが求められています。小集団養育では、くつろぐことができ、職員や他児とも交流できる空間としてリビングが確保されていることが大切です。また、玄関やリビングなどみんなが利用する空間は常にきれいに保たれるとともに、子どもの作品や記念の写真が飾られるなど、子どもがその生活集団の一員として受け入れられていると感じられる配慮が必要です。



(5) 健康と安全

《運営指針の記述》

- ① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。
 - ・ 幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握する。
 - ・ 発達段階に応じて、排泄後の始末や手洗い、うがい、洗面、洗髪、歯磨きなどの身だしなみ等について、自ら行えるように支援する。
 - ・ 寝具や衣類などを清潔に保つなど、自ら健康管理できるよう支援する。
 - ・ 夜尿のある子どもについて、常に寝具や衣類が清潔に保てるよう支援する。
- ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。
 - ・ 健康上特別な配慮を要する子どもについて、医療機関と連携するなど、子どもの心身の状態に応じて、健康状態並びに心身の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握する。
 - ・ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明する。
 - ・ 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

《運営指針の解説》

健康の維持管理と記録

身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となるもので、第一に保障しなければならないものです。児童養護施設は、養育する者にとってはあくまでも職場です。家庭のように、特定の大人が継続してその子に関わり続けるわけではありません。勤務ローテーションによって対応する職員が交替するのは日常です。このような実態を考えると、何よりも「記録」が重要です。

幼児であれば、自身の不調を言葉で訴えることが困難ですし、幼児でなくとも自身の体調を適切に表現できる子どもは多くありません。職員は子どもの異常に気付いたのなら、体温・食事摂取・排泄等の状況、過ごし方などをしっかり記録にとどめて、次の勤務者に引き継ぐ必要があります。また、前の勤務者から引き継いだことについては継続して記録にとどめ、様子を見守っていることが必要です。

医療機関との連携のポイント

近年、アレルギーや病弱、発達障害など、医療につながっている子どもが増えており、医療機関との連携が重要となっています。看護師の配置も可能となっていますが、看護師不足もあって、配置されている施設は少ないようです。

医療機関と連携していくうえで重要なことは、職員が子どもの健康状態について代弁できることです。これはその子の担当者だけではなく、その子に関わるすべて職員が代弁できることが大切です。そのためにも、平素より子どもの健康状態や発育・発達状態についての情報を共有している必要があります。

子どもが生活している施設では、他児への感染を危惧されるので、健康管理や衛生管理の徹底が求められます。子どもが不調を訴えれば、常備薬を用いるなど、職員が何かと心配し、配慮します。衛生管理についても消毒薬は常備されているし清潔が保てるよういろいろな配慮がなされています。しかし、それが高じて、子どもへの対応が過保護になってしまうことには注意を払う必要があります。

子どもが施設にいる期間だけ良好な健康状態が保持できればそれでよしというわけにはいきません。施設を離れた後も自ら健康及び衛生管理ができるよう、発達段階に応じた支援が求められます。例えば、清潔を保つことの必要性について話し合ったり、感染症について学習する機会を設けたり、高校生となれば一人で医療機関に受診することも必要です。

エピソード～児童養護施設を退所した子どもの例

高校を卒業し就職してアパート暮らしを始めて間もないころ、深夜12時過ぎに「腹が痛くて、痛くて・・・」と施設に電話をかけてきた。原因にも想像がつかず、常備薬もないという。施設の職員は「暫く安静して様子を見て、どうしても耐えられないようなら救急車を呼びなさい」とアドバイスした。結局、朝までに腹痛はおさまり事なきを得た。

自己管理への支援

ネグレクト環境にあった子どもの場合、清潔さや身だしなみへの配慮が欠けることが多々見受けられます。まずはやってあげることが大切です。歯磨きができない子どもには仕上げを、髪の毛がぼさぼさな子どもには整髪を、してあげることが年齢不相応であっても、まずは子ども自身がその「こちよさ」を体験することが大切です。しかし、いつまでもというわけにはいきません。自ら気付いてできるように、根気強く支援する

ことが求められます。

また、発達上の課題を有する子どもの場合、危険認知が不十分という問題があります。事故防止の観点からは様々な行動制限が必要です。しかし、これについても、いつまでもというわけにはいきません。自身で危険を認知し安全への配慮ができるように支援することが求められます。



(6) 性に関する教育

《運営指針の記述》

- ① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける。
 - ・ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。
 - ・ 年齢・発達段階に応じた性教育を実施する。
 - ・ 日頃から職員間で性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行う。
 - ・ 必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施する。

《運営指針の解説》

性をタブー視しない

児童養護施設における性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう支援していくことが求められます。そのために、年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けるのはもちろんですが、性をタブー視しないで子どもの素朴な疑問にも真摯に答える姿勢が必要です。

子どもが興味本位で性的な話をするなど、性に対して関心を持っていたら、性教育のチャンスと受けとめて、異性を理解すること、相手を思いやることの大切さを伝えることができれば、まさに生きた性教育といえるでしょう。

また、インターネットの普及で性情報が氾濫する中、情報を取捨選択する力をつけていくことが求められています。そのためにも、日頃から職員の間で性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等して、職員自身が性について正しく理解する必要があります。



コラム～こんなときどうする？

- ・「朝ごはん、食べたくない。どうして食べなきゃならないの？」と食事を抜いて痩せようとしている女子高校生がいたら・・・
 - ・性的な言葉をおもしろがってつかってしまう小学生がいたら・・・
 - ・男子中学生間で性的な言葉でからかっているのを見たら・・・
- 性教育の機会は日常にあふれている。常に生活を共にする職員がその回答を模索し、子どもたちの支援をしていく必要があります。

(7) 自己領域の確保

《運営指針の記述》

- ① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とする。
 - ・ 食器や日用品などが子どもの好みに応じて個々に提供する。
 - ・ 個人の所有物について記名する場合は、年齢や子どもの意向に配慮する。
 - ・ 個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備する。
- ② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにする。
 - ・ 子ども一人一人の成長の記録を整理し、自由に見ることができるように個人が保管し、必要に応じて職員と共に振り返る。

《運営指針の解説》

自己領域を確保することの意味

児童養護施設では、養育者の共有から始まって、時間、空間、玩具など、生活のあらゆる場面で共有が存在します。「私の家族、私の友達、私の先生、私の意思、私の好み、私のおもちゃ、私の洋服、私の CD、私の時間、私の部屋、私の……」、こうした自己領域の確保を保障していくことは、自我が芽生え、自我が確立していくプロセスの中で、養育者がもっと関心を払わなくてはならないことです。

施設では、管理のしやすさから、物を共有することがあります。しかし、個人の身につけるもの、食器などのように日常的に使用するもの、シャンプーのように好みに個人差があるものについては、個人所有とすることが大切で、子どもの自己形成にとって重要なことです。子どもは自分だけの「もの」に対しては愛着を抱きやすく、物を大切にすることを養います。自分の物を大切にできないと他者の物や公共物を大切にすることは養われません。

個人所有を進める上での配慮

個人所有のものについては、「これは自分のもの」、「あれは〇〇ちゃんのもの」というように自他の区別をつけるために記名、あるいは目印をつけるなどすることが大切です。しかし、衣類、お茶碗・箸などは、記名されていなくとも誰のものかわかるくらいに個別性への配慮が望まれます。

また、シャンプーなどの日用品は子どもの好みに応じて購入、使用することが出来るような配慮が必要です。

エピソード～日常的に侵される自己領域

「Cさん(担当職員いわゆる養育者)の膝の上に乗りたいのに、Dちゃんが占領している。」

「お母さんに買ってもらった大切なおもちゃ、Eちゃんにこわされちゃった。」

エピソード～ある施設の職員の話

「靴下って、片方だけなくなるをよくありますよね。だから、同じ靴下を大量に購入して、誰がどの靴下を履いてもいいようにしているんですよ。」。それを聞いた人がぼつり、「水虫うつらないのかな」。

生い立ちを振り返ることの意味

子どもが、自分の生い立ちを振り返り成長を確認することは、アイデンティティの確立のために重要です。そのためにも成長の記録(アルバム)が整理され、個人が所有し、適時振り返ることができることへの配慮が求められます。

また、職員は子どもと共にその生い立ちを振り返る機会をもつことが大切です。その子との関係がまだ浅い場合は、成長の過程に触れ、どんな「想い」で育ってきたのかを知ること、子どもの境遇を共感的に理解することが大切です。また、永くその子とかわっている職員ならば、その時々でどのような「想い」で関わってきたのかを語ってあげることも大切です。複雑な生い立ちを抱えている子どもが少なくありません。子どもが信頼する職員と共に、成長の過程をたどることは、子どもにとって自らの命を肯定するきっかけになります。

アルバム作成のポイント

アルバムはその施設での成長の記録にとどまるのではなく、生まれてから現在までの成長の記録であることが大切です。そのために、保護者や過去に養育にあたった人に協力を求め、写真等の記録を整理しておく必要があります。もちろん施設でも成長の記録に空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めなければなりません。

そのうえで、可能な子どもとは少なくとも年に一回、誕生日の頃などに成長の記録(アルバム)を共に作る機会を設けるようにします。職員と子どもが互いにそれぞれの思いを語り合う機会としましょう。

(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活

《運営指針の記述》

- ① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。
 - ・ 子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の子ども会、ミーティング等）が行えるよう支援する。
 - ・ 行事などの企画・運営に子どもが主体的にかかわり、子どもの意見を反映させる。
- ② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援する。
 - ・ 子ども興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう支援する。
 - ・ 学校のクラブ活動、外部のサークル活動、子どもの趣味に応じた文化やスポーツ活動は、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認める。
- ③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する。
 - ・ 計画的な小遣いやアルバイト代の使用、金銭の自己管理ができるように支援する。
 - ・ 退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施する。

《運営指針の解説》

子ども会のもち方

子どもの多くは望んで施設に入所してはおりません。日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として考え、主体的に改善していくことが、施設生活を肯定的に受けとめるうえで重要なことです。

そのために、定期的に子ども会等を開催し、子どもたち同士で話し合う機会をもつことが必要です。日課や規則、生活の問題点などはもちろんのこと、施設の行事等についても話し合い、子どもが企画・運営に主体的に関わることが大切です。

児童養護施設は、年齢幅の大きい子どもの集団です。子ども会をもつにあたっては、意見の言えない年少児の思いが反映されるような工夫が必要ですし、高齢児に対して全体の利益を考えた意見が出せるように支援することが必要です。

子ども会でまとめられた意見については、できる限り施設の運営に反映させ、子ども自身が自分たちで生活をつくっているという実感をもつことが大切です。子どもの趣味や興味にあったプログラムであること等によって、行事等に子どもが参画しやすいように計画・実施されていることが大切です。

余暇の過ごし方

日常生活の中で、ふっと何かから開放される時間というのは大切な時間です。時間（日課）から、人間関係から、規則から身も心も解き放たれた自分だけの時間と場が潤いの時間となり、明日へのエネルギーが充足されます。

ですから、行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活となるような配慮が必要ですし、行事等の参画についても子ども一人一人の選択を尊重していることが大切です。

余暇をどのように過ごすかは、施設での生活ばかりでなく、退所後の生活にも大きく影響を与えます。与えられた自由な時間をどのように使うかは、子ども自身の選択によるものですが、子どもの興味や趣味に合わせて自発的活動ができるよう支援することが大切です。

そのためにも、地域のサークル活動、レクリエーション、地域の文化・スポーツ活動等への参加を促進したり、子どもの興味に応じて習い事（水泳やピアノなど）をさせるのも大切です。また、インターネットが使用できたり、雑誌・新聞等、子どもの要望に応じた出版物を備えて自由に閲覧できるようにすることも大切です。

エピソード～中学・高校とサッカーに打ち込んだF男

高卒後、県外に就職、一人暮らしを始めた。当初は職場環境にもなじめず、施設に「もう仕事を辞めたい」と何度も電話をかけてきたのに、かけてこなくなったので心配した職員がF男に電話をすると、「最近、仕事が楽しい」という。

職場の同僚に誘われて地域のサッカークラブに所属。試合でも活躍。サッカーを通じて地域にも友人ができたようだ。

経済観念の習得

子どもが社会化していくためには、様々な生活技術が習得されていかなければならず、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。経済観念の確立に向けては、子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。

例えば、小遣いを職員が管理している場合でも、小遣い帳や通帳を使って金銭の出し入れが子どもに見えるようにすることが大切です。また、大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくような体験を積んでいくことも大切です。

高校生ともなれば、自活訓練の一つとして一定の生活費の範囲で生活する体験も必要です。

現在では、中学生までに児童手当が支給されています。この児童手当については、支給されている子どもたちへ内容説明して、理解してもらう必要があります。施設では子どもたちへ毎月小遣いとして本人支給金がありますので、使い道についての多くは、子どもにとって必要な高額の商品などが対象となるかと思われます。また、貯金をして高校卒業退所する時の、就職に必要な費用や、大学等へ進学する際に必要な経費へ充てるなど、自立へ向けた活用が考えられます。何しろ子どもたちにとって、最善の活用ができるように検討したいものです。

(9) 学習・進学支援、就労支援

《運営指針の記述》

- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。
 - ・ 不適切な学習環境にいた子どもが多いことを踏まえて、その学力に応じて学習の機会を確保し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出す。
 - ・ 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。
- ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
 - ・ 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
 - ・ 高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。
 - ・ 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。
- ③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組む。
 - ・ 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
 - ・ 子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

《運営指針の解説》

児童養護施設の子供達は概して学力が低い状況にあります。本来持っている能力を発揮できないまま低学力に甘んじている子も少なくありません。ですから、児童養護施設では子どもの潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

低学力の一因として考えられるのが、自己肯定感の低さです。自己肯定感の低い子どもは、自分の将来に希望を持ち目標を立てて努力していくエネルギーが不足しています。このエネルギーは、子どもの健全な成長を願う家族や職員の存在があって生まれ、落ち着いた生活環境の中で育まれていきます。

児童養護施設で学習支援を考えると、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、過度の期待ではなく、その子とその子らしく力が発揮できる事を願いながらの関わりが大切であることを忘れてはなりません。

子どもにとっての「最善の利益」を考える時、職員は今の施設の置かれている環境から、どのような進路選択ができるか知っておく必要があります。また、子どもの希望に

耳を傾け、また、子どもの持っている可能性に目を向け、実際の能力を把握したうえで、どのような支援ができるか考えることが大切です。そのためには多くの情報を集め、子どもに寄り添いながら進路を決定していくことが求められます。

職場体験や実習は、子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。進路選択をする上で子どもは多くの職場を知っているわけではありません。また、その職種は知っていても、その仕事の見える部分しか知らないことも多いです。体験や実習は見えないところを知る機会となります。

アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となります。実習やボランティアと違いそこには賃金が発生しますから、自ずと自分の行為（労働）に対する責任が発生します。自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。

コラム～高校生のアルバイト

高校生にとって携帯電話は必需品となっています。毎月の支払いを自分の責任とするために、アルバイトをすることがあります。アルバイトへの取組の中で、面接から採用、勤務態度、退職の仕方までをしっかりとできる子どもは、社会に出てからの仕事の定着、また、職場の信頼を失うことのないような転職が上手にできるようになりました。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応

《運営指針の記述》

- ① 子どもが暴力、不適応行動などを行った場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応する。
 - ・ 子どもの特性等あらかじめ職員間で情報の共有化し、連携して対応する。
 - ・ 問題行動をとる子どもへの対応だけでなく、施設の日々の生活の持続的安定の維持が子どもの問題行動の軽減に寄与することから、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直しなど子どもの問題行動によって引き起こされる問題状況への対応を行う。
 - ・ 子どもの行動上の問題に対しては、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で、適切に対応する。また、記録にとどめ、以後の対応に役立てる。
 - ・ パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守る。
- ② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組む。
 - ・ 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となつて示す。
 - ・ 子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生してしまった場合に、問題克服へ向けた取組を施設全体で行う。
 - ・ 施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持つ。
 - ・ 子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入する。
 - ・ 生活グループの構成には、子ども同士の関係性に配慮する。
 - ・ 暴力やいじめについての対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整える。
- ③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努める。
 - ・ 強引な引き取りへの対応について、あらかじめ施設で統一的な対応が図られるよう周知徹底する。
 - ・ 生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるようにする。

《運営指針の解説》

児童養護施設の子どもは、入所すればすぐにその生活が落ち着き、情緒が安定し、前向きに生活できるかといえば、そんな簡単なものではありません。子どもの多くは虐待など保護者から不適切な養育を受けてきていますから、根底に人間不信を抱えています。そのような子は、他の子どもと良好な関係を築いていくことが困難です。職員は、施設内外の子ども間の暴力やいじめ、差別など、不適切な行動に対して、どのように対処していけばよいのか苦慮しています。また、家庭的養護が推進され職員の存在が身近になる中で、子どもは抱え込んでいた「怒り」の感情を暴力という形で職員に表出するようになりがちです。

職員の苦悩は、暴力や不適切な行動をとる子どもへの対応ばかりでなく一緒に生活していて被害を受けてしまった子どもへの対応も同時にしなくてはならないことです。望んで施設入所したわけではないのに、本来子どもが守られるはずの場所で暴力にさらされるのですから、当然、被害を受けた子どもの保護者への説明も必要となってきます。子どもの暴力が自分自身に向かってくことも職員にとってはとてもつらいことです。大きな無力感にさいなまれることでしょう。

暴力や不適切な行動をとる子どもへの対応は、毅然とした態度で「悪いことは悪い！」と伝えていくことが大切です。同時にそうした行動を起こすに至った心情にも目を向けます。子どもにとって信頼できる職員は、なんでも受けとめてくれる職員ではなく、悪いことは悪いと言い、守るべき時は守る。しかし、子どもの心情をしっかり受けとめてくれる職員です。しかし、こうしたことはすべての職員ができるものではありません。経験の浅い職員であれば子どもの問題に上手く対応できないのは仕方のないことです。ですから、職員間の連携が非常に大切になってきます。小規模化が進む中では、職員一人で小規模グループ全体の生活援助を担う場面が多くあります。例えば、子どもが暴れだし対応に苦慮するとき、どのようにSOSを出すのか、またSOSを受けて、誰がどのように対応するのかなど、職員間の協力体制を築いておくことが求められます。

保護者からの強引な引き取りから子どもを守るためには、児童相談所との連携が不可欠となります。保護者にどのように対応していくのか、子どもの入所時点から施設と児童相談所それぞれの役割を明確にし、一緒に対応していくことが必要です。子どもが生活する施設が保護者と激しく衝突していると、子どもはそのはざまにいて双方に気を使い気持ちが落ち着きません。そのようなことがないように、施設の家庭支援専門相談員と児童相談所の児童福祉司は日頃から連携を密にし、保護者の情報を共有しておくことが大切です。

地域小規模施設や分園型グループホームでは、保護者の強引な引き取りに対応することが困難です。保護者の面会は本体施設で行ったり、場合によっては所在地を明かさな
いことも必要です。

コラム～子どもの思いを読み取る

子どもの問題と言われる行動は、赤ちゃんの泣く行為と同じメッセージがあります。泣いている赤ちゃんを目の前にした時、「泣くな」と大声で叱るでしょうか。その赤ちゃんは、おなかが減っているのか、おしりが気持ち悪いのか、どこか痛いのか、眠たいのか等、言葉で表現できない赤ちゃんの泣き声を聞き、大人が一生懸命その泣いている原因を考え対応します。子どもの問題と言われる行動も、自分の思いや感情をうまく伝えることができず、でも自分の不快な気持ちに気付いてもらいたくて表現していることがあります。その時、しかることや指導も大切ですが、赤ちゃんの泣き声に対応しているように、その子どもが何を伝えたいのか、何に気付いてもらいたいのか思いやることを忘れないようにしたいものです。

《参考記述等》

本来なら、基本的な安心感や信頼感は、3歳くらいまでに形成される（養育者の1対1の関わりの中で、一定の愛情を注がれ、欲求が満たされる中でできあがる）と言われていますが、基本的な信頼関係が育っていないと、引きこもり・拒否・誰かまわらず接近する・過度に依存するなどの傾向が出てきます。また、虐待を受けた子どもたちは、大人を逆撫でするような挑発的・反抗的な態度で虐待的人間関係を再現する傾向にもあります。

児童養護施設では、経験年数が5年から10年という職員が最も多いのですが、3年以内で辞めてしまう職員も4割以上います。子どもの中には、幼児や小学低学年から入所して10年以上の施設生活を送っている高校生も多くいます。つまり、職員よりも施設経験が長い子どもたちが多くいるということです。施設経験が長い子どもたちの中には、経験年数の短い職員に対し、反抗や暴力などの問題行動を行う場合があります。

このようなことから、職員間の意思疎通が大切であり、組織としてのチームワークで子どもの問題に対応する必要があります。

(11) 心理的ケア

《運営指針の記述》

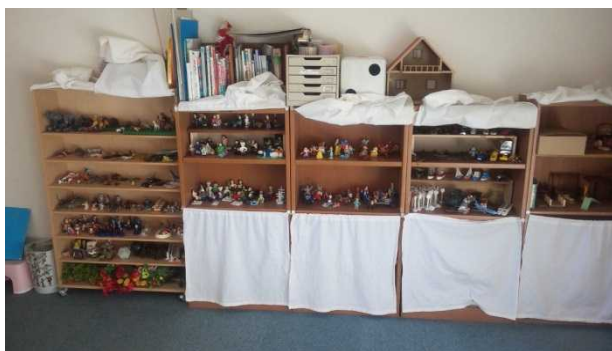
- ① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行う。
 - ・ 心理的な支援を必要とする子どもは、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムを策定する。
 - ・ 施設における他の専門職種との多職種連携を強化するなどにより、心理的支援に施設全体で有効に取り組む。
 - ・ 治療的な援助の方法について施設内で研修を実施する。

《運営指針の解説》

児童養護施設に入所してくる子どもの多くは、心に何らかの傷を負っています。それが親からの不適切な関わりであったり、地域や学校、社会から孤立していたりと理由は様々ですが、そうした体験をしてきた子どもが日常生活で見せる表現（言葉、行動、表情等）に戸惑うことが多くあります。そんな時子どもの表現がおかしい、悪いといったように子どもを悪者にするのではなく、なぜその子がそうした表現をしなければならないのかを考えていきます。心理担当の職員との連携によって、そういった子どもの表現を理解するために別の角度から見た子どもの理解の仕方を学ぶことができます。

心理担当職員によるカウンセリングやプレイセラピーなど心理的ケアは、子どもが日常生活の中では表現できない心の中に押し込めているものを、日常生活から離れたところで表現しながら、徐々に自分を取り戻していくことを目的に行います。しかし、心理的ケアは、それを受けたからすぐに子どもの問題が改善するというような魔法のようなものではありません。そこには安定した日常生活が不可欠です。子どもは安心安全な日常生活を通して、徐々に成長発達し、心の傷を癒していきます。心理的ケアはそうした子どもの成長のサポートと、そこに関わる職員のサポートの役割を果たすものであることを理解しなければなりません。

一見子ども自身の問題のように見える行動も、実はその子どもに関わる職員との関係性とその行動を引き出していることもあります。職員としてはなかなかそうしたことは認めたくないものですが、子どもの最善の利益を考え、関係性を見直していく必要があります。



そのためにも日頃からの心理担当職員との連携を大切にしながら、子どもたちに謙虚に関わっていきたいものです。

エピソード～子どもの心理

ある児童養護施設関係者の研修会で、その講師の臨床心理士が、研修の冒頭に「ある幼児さんが、皆さんの目の前で人形の髪の毛をつかんで振り回して放り投げました。皆さんはその幼児さんにどのような声をかけますか。」と質問された。その時の参加者は「人形さんが痛いと言っているよ。」「人形が壊れてしまうよ。」「人形さんが悲しいよ。」と答えていました。その答えに対して心理士は「皆さんはモノを大切にする心を教えようとして、そう言われたのかもしれませんが、人形は痛いと感じますか。悲しいですか。本当に痛いのは、悲しいのは、その幼児さんの心ではないですか」「皆さんはその幼児さんの心の痛みや悲しみを思いやるのではなく、人形の味方をしているではありませんか。」と言われました。

私たちの日常生活によくありがちな光景です。その中で私たちが使っている何気ない言葉の中に、実は子どもの気持ちにとって、逆の表現をしていることがあることも心にとめておくことが大切でしょう。

(12) 継続性とアフターケア

《運営指針の記述》

- ① 措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
 - ・ 子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
 - ・ 措置変更に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのために日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
 - ・ 継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
 - ・ 前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
 - ・ 里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応する。
 - ・ 18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する。
- ② 家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。
 - ・ 退所に当たって、ケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
 - ・ 子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
 - ・ 退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。
 - ・ 子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。
- ③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援する。
 - ・ 子どもの最善の利益や発達状況をかながみて、高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や、18歳から20歳までの措置延長を利用して自立支援を行う。
- ④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を積極的に行う。
 - ・ アフターケアは施設の業務であり、退所後も施設に相談できることを伝える。

- ・ 退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
- ・ 必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームやアフターケア事業を行う団体等と積極的な連携を図りながら支援を行う。
- ・ 施設退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者グループの活動を支援し、参加を促す。

《運営指針の解説》

継続的かつ連続的支援の配慮

家族を離れた生活をするを余儀なくされた子どもには、大きなストレスがかかります。そして慣れ親しんだ施設からの措置変更（里親、他の施設等）もまた、大きなストレスを抱えることとなります。そうした子どもの心情を理解したうえで、養育・支援の引き継ぎを行っていく必要があります。例えば、これから生活することになるところへ子どもを連れて行って、そこの職員から生活について説明を受けることも重要です。また、子どもが幼ければ幼いほど養育者が変わることの影響は大きいので、新しい養育者との交流を十分に行ったうえで引き継いでいくことが大切です。そして退所後もその子の成長を見守る姿勢を持ち続けなければなりません。

引継ぎを受けた場合、気をつけておきたいことは、子どもは環境や対応する大人によって態度や表現が変わることも多いということです。引き継ぎの記録にばかりとらわれていると、子どもが理解できないこともあります。その子ども自身に寄り添い、子どもの気持ちや言動にアンテナを張り、ありのままを受けとめることが必要です。

家庭復帰、家庭再構築の取り組み

児童相談所や施設は、親子の再構築を目指して家族療法や家庭支援に取り組めますが、それだけで再統合が可能になるわけではありません。子どもが戻ることができる家庭環境になることは、家族のみの力では困難です。そのため関係機関がネットワークを構築して、家族を見守る体制を作る必要があります。施設は子どもが家庭復帰した後も、子どもや保護者からの相談に応じることや、心配な場合は定期的に家庭の状況を確認することも必要です。その際に気をつけていきたいのは、家族の見守りであって見張りにならないようにしなければならないことです。

措置継続や措置延長の実施を

児童養護施設に入所している子どもの2割以上が、何らかの障害がある状況の中で、18歳になり高校または特別支援学校を卒業して自立していける子どもばかりではないという現状があります。もちろん中退してしまう子どもも少なくありません。また、高校を

卒業して退所したとしてもすぐに自立した生活が送れるようになるわけではありません。それまで子どもを中心に自分たちの心情を大切にしてお世話してくれた施設生活や学校生活とは異なり、社会生活では自分で周りの人と調和を図っていかねばなりません。疲れて帰ってきても誰が待っているわけではない暗い部屋等、それまでの生活とのギャップは大きく、社会に適応していくには時間も忍耐力も必要となります。このようなことを踏まえると、卒業・中退＝退所ではなく、社会適応が可能か否かで退所の時期を判断する必要があります。その意味では、措置延長の制度を積極的に活用することが求められますし、再措置が可能なケースであれば受け入れる必要があります。

リービングケアとアフターケア

子ども達は自立できるだけの力（物、精神、ノウハウなど）を備えてから社会に出ていくわけではありません。社会に出てからその力を少しずつ身につけていくのですが、そのお手伝いをするのがアフターケアといえます。人は失敗を通していろいろなことを学び、試行錯誤を繰り返しながら人生の階段を一步一步上がっていくものです。アフターケアを考えるうえで重要なことは、子どもが「失敗しても支えてくれる人がいる」と思えることです。リービングケアは子どもが失敗しないように、事前に社会生活を営むうえで知識や技能を身につけていく支援ですが、アフターケアは失敗することを想定した支援ともいえます。このように考えると、アフターケアはとても時間と労力がかかり、職員個人が抱えられるものではありません。担当職員や家庭支援専門相談員だけに任せるのではなく、施設全体で取り組むことが求められています。いずれにしても、児童養護施設の子どもたちが退所後、真に社会的自立を果たしていくまでには多くの困難に遭遇することが予想されます。施設は、いつでも相談できる頼れる場、つまりは実家の機能をもつことが望まれています。

アフターケアがスムーズにいくかどうかは、入所中の子どもとの関係が大きく影響します。子どもが困った時、悩みがある時、誰かに聞いてもらいたい時、その時に職員に相談したいと思える関係を入所中から築いていくことが大切です。

また、施設退所者の声を十分聴き、現在入所中の児童の自立支援策にそれらを反映することも重要な取り組み課題です。

エピソード～措置変更

乳児院から児童養護施設へ措置変更をする時、慣らし保育を大切にします。訪問から始めて、食事、入浴、お泊等の体験を通して、子どもが少しでも安心して児童養護施設へ移行できるよう配慮します。

同じ敷地内にある乳児院から児童養護施設へ措置変更をしてきた3歳のG男に対し、それまで深い関わりがあった乳児院の職員の顔を見たら、その職員を後追いで、児童養護施設の職員が関わりにくくなるのではないかと想像して、なるべく顔を合わさないよう配慮していました。しかし、3歳の子どもであっても「僕は、もうお兄ちゃんになったから、乳児院を卒業して児童養護施設に行くんだ」と、しっかり自覚してもう乳児院へは行かないという決心をした姿をみて驚きました。

そしてG男が小学校高学年になり、自分が赤ちゃんの時に担当してくれた乳児院の職員のもとに、その当時の自分のことを聴きに行きました。写真を見ながらその時のことを話してくれる職員の存在は、自分の生きてきた証を伝えてくれる存在として、G男にとって大きな励みになっています。

2. 家族への支援

(1) 家族とのつながり

《運営指針の記述》

- ① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりを行う。
 - ・ 家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
 - ・ 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議を行い、また、家族の所在する市町村と協議を行う。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。
 - ・ 家族に対して、面会、外出、一時帰宅はもちろん、学校行事等への参加を働きかける。
 - ・ 一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
 - ・ 親子が必要な期間を一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設ける。
 - ・ 家族等との交流の乏しい子どもには、週末里親やボランティア家庭等での家庭生活を体験させるなど配慮する。

《運営指針の解説》

児童養護施設に入所してくる子どもの家庭環境は様々です。そのため家族への支援は単純で簡単なものではありません。大切なことは、保護者と施設と児童相談所が、その子どもの健全な成長のために何が必要なのかについての認識を共有することです。

施設入所後は、子どもの日常的なケアは施設の職員が担うこととなりますが、家族の存在は、子どもにとって精神的な大きな支えになっているものです。そのことに気付かず、離れて生活したら子どもとのきずなが切れてしまうのではないかと、子どもが見捨てられたという気持ちになるのではないかと不安になる保護者もいます。こうした心情を理解したうえで、施設で生活する子どもの心情について保護者に対して丁寧な説明を行い、保護者と施設と児童相談所が協働して子どもの養育に取り組むことが必要です。

虐待など親の不適切な関わりにより入所してきた子どもについては、家族との関係づくりには慎重であるべきです。保護者の意向がどうであるかの前に、子どもの心情に沿った対応が求められます。もしも子ども自身が親との生活を望んでいる場合であっても、虐待を行った親への教育や養育支援がまだ十分といえない状況で安易に親子再統合する

ことは危険です。時間をかけて親子関係の再構築をしていくことから始めていく必要があります。

子どもにとって、施設の入退所は大事件です。生活環境が変わり、養育者も変わり、さらには学校の転校があり友人との別れを余儀なくされる場合もあります。入退所の最終的な判断をする権限は児童相談所にあります。その判断が本当に子どもに利益となるのか、児童相談所にはアセスメント力の向上が求められています。しかし、児童相談所の人事の状況をみると、子どもの入所から退所までその子どもや家族を一人の福祉司が継続的に把握していくことが困難な状況にあります。その家庭と子どもを継続的に見ている児童養護施設と児童相談所が連携や関係を密にしてアセスメントをしていくことが一層求められます。

エピソード～家族との関係への配慮

児童養護施設では、長期の休みには一時帰宅がある。年末年始などは、多くの子どもが一時帰宅し、施設の中が静かでさびしくなる。施設では一時帰宅ができない子どもたちがさびしい思いをしないようにと、色々計画（年始の食事会、スキー旅行、映画鑑賞、ショッピング等）を立て、いつもと違った雰囲気でも過ごす。幼少のころから入所している兄弟には、一時帰宅どころか、面会も電話連絡もない。そのことが高校卒業するまで続く。その兄弟たちも親のこと家のことについて一切職員に尋ねることはなかった。職員もこの兄弟は、自分なりに親に対しての感情を整理して前向きに取り組んでいるのだろうと思っていた。その兄弟が卒園後施設に来園した時のこと、自分達が仕事の休みをとって親を探し回ったという話をした。施設にいる時は親のことを気にするそぶりを見せることがなかったので、その兄弟の親の状況把握に努めることや親の状況について説明することをしてこなかった怠慢さを深く反省した。子どもにとって自分のルーツを知ること、親の状況を知ることの大切さを実感させられた。

また、帰省のないK子は、「ほかの子の保護者が迎えに来る盆正月の場面が、施設生活の中で一番いやだった」という。子どもの心の中の深く繊細な部分を見落とさぬようにしていかなければならないと思った。

(2) 家族に対する支援

《運営指針の記述》

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。
 - ・ 子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行う。
 - ・ 子どものために行う保護者への援助を支援として位置付け、積極的に取り組む。
 - ・ 親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施など、子どもと保護者との関係回復に向けた支援を行う。

《運営指針の解説》

児童養護施設の果たすべき役割の中に、家族に対する支援があります。支援が効果的であるためには、子どもを真ん中において保護者と施設、児童相談所がしっかり連携していることが大切です。しかし、保護者との関係の構築や対応に苦慮していることも事実です。

子どもの予防接種や入院、修学旅行への参加等、保護者の同意が得られず子どもの利益が損なわれる場合もあることもありますが、保護者へ適切な対応ができないことを法制度の問題とするのではなく、「子どもの最善の利益」を考慮するという基本がぶれることなく、保護者への対応を考えていくことが必要です。

子どもたちは常に職員の言動に注目しています。職員が自分の保護者のことをよく思っていないと感じれば、保護者のことを話すのを控えるようになります。またその職員に対しては不信感を持ち、施設での生活の不満を親に訴えたりします。そうすると保護者からのクレームが激しくなり、職員も保護者対応に苦慮することになります。このような関係にならないよう、保護者の心情を理解するとともに、日頃の子どものための情報を共有するなどして関係構築に努めることが大切です。

エピソード～保護者の気持ちを理解する

小学校2年生のH子が入所して初めて帰省をすることになりました。母親が迎えに来た時のことです、施設の担当職員は母親に子どもの成長と一緒に喜んでもらおうと、H子のできるようになったことや成長したことを熱心に語りました。そうすると親の表情がだんだん暗くなって最後にはため息をつくようになりました。母親に喜んでもらおうと話をした職員は不思議に思い、「どうかされましたか？」と尋ねたところ母親は暗い表情のまま「やっぱり私は、母親失格ですね。私と一緒に生活していたら、こんなに成長することはできませんよね。」と悲しそうに語りました。担当職員は、その言葉を聴き「しまった」と思い「このように成長できたのは、それまでお母さんが温かく育てていたからですよ。」と伝えましたが、母親の表情は、硬いままでした。

子どもの良いところ、成長を保護者に伝えていくことは大切な事ですが、その伝え方や態度の工夫は、保護者の心情をはかりながらしていかなければならないことを学びました。

3. 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

《運営指針の記述》

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。
 - ・ 児童相談所との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子などを必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。
 - ・ 把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を具体的に明示する。
 - ・ アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。

- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
 - ・ 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
 - ・ 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。
 - ・ また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
 - ・ 自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
 - ・ 自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
 - ・ 支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。
 - ・ 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。

- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
 - ・ 自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
 - ・ 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努めし、施設全体の支援の向上に反映させる仕

組みを構築する。

- ・ アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

《運営指針の解説》

自立支援計画は、子どもを取り巻く大人がその子に関する理解を共有し、連携して計画的に支援を行っていくために作られます。策定にあたっては、児童相談所の援助方針を踏まえながら、担当職員、家庭支援専門相談員、心理担当職員、基幹的職員、施設長等がいろいろな角度からその子どもの支援内容・方法を総合的に判断する必要があります。また、保護者や子どもの意向や希望を十分反映して立案されることが重要です。そして、策定された自立支援計画は職員会議等で周知され、共通認識のもと施設全体で子どもの支援を行っていくことが求められます。

自立支援計画で明示されなければならない支援内容・方法には大きく二つあります。一つは施設内での支援です。子どもの伸ばしたいところや改善したいところを明らかにして、どのような支援を行っていくのかを具体的に記す必要があります。施設内での支援は、事前に子どもと話し合って努力目標を設定するなどその子の実情に合ったものであり、子ども自身が納得できるものであることが大切です。もう一つは、家庭環境調整に関する支援です。親子関係の再構築のために、あるいは家庭復帰のために、誰が（どの機関）がどのような支援を行っていくのかを具体的に記す必要があります。

支援内容・方法の決定に際して重要な視点が時間軸です。将来的な見通し（家庭復帰、里親委託、施設からの自立など）や子どもの成長発達に応じた支援のポイント（就学時には特別支援学級を検討など）も、しっかり明示する必要があります。

支援内容・方法については、決められた通りに行うことができたのか、支援の結果はどうだったのかを、定期的に評価し支援内容や方法の見直しをする必要があります。また、子どもや保護者の状況に思いがけない変化があれば、必要に応じて緊急の見直しもあります。

エピソード～子どもの意向の尊重と支援

幼児の時に入所してきたI男が、高校進学を迎える時、親が引き取りを希望してきました。入所時の問題や課題は何も解決していません。このまま家庭引取りになれば、高校への入学も危うくなるのではないかと予想されます。しかし、親は強い希望を出してきました。理由は「経済的な面は本人がアルバイトをして費用を稼げばよい。親自身もそうして高校を卒業してきたから、経済面は問題ない」と言います。帰省時にI男が、施設での人間関係の辛さを親に話したのを聴き、このまま施設に入所させておくことはI男にとって良くないと親が判断してのことでした。I男は家の経済状態はわからず、年に数回の帰省の中では、身体的虐待もある親ともうまくやれると言います。家庭生活への憧れや、他の子どもに左右されず自分のペースで生活できるのではないかと期待もあり、家庭生活への不安より、目前の子ども同士の間人間関係から逃れたいとの気持ちから家庭に戻り高校へ行きたいとI男は言います。どのような判断がI男にとってよいのでしょうか。結局進路希望の変更があったのと、親の経済困窮を知ったI男が施設から高校へ通うことに決めました。その決断に親はほっとしました。経済的にI男を高校へ通わせることが困難であったこと、しかし、親としてのプライドは保ちたい。I男が施設生活が苦しいと言えど何とかしてやりたい親心があります。人間関係を構築することに不器用なI男が、環境が変わればうまく仲間ができるのではないかと期待や、親元に帰りたいといった当たり前の気持ちなど、色々な思いがありながら、最終的に施設から高校へ通うことをI男自身が選択したのは、自分の将来のことを真剣になって考えてくれる職員の存在があったからです。粘り強く話を聞いてくれ、親身になって助言してくれる姿に、I男の心が動き、その職員の言葉に耳を傾け判断しました。日常生活の関わり、積み重ねがいかに大切かを知る機会となりました。

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

《運営指針の記述》

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。
 - ・ 入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
 - ・ 記録内容について職員間でばらつきが生じないように工夫する。
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
 - ・ 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
 - ・ 守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
 - ・ 施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
 - ・ 施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

《運営指針の解説》

子どもが家庭から離れ児童養護施設での生活を始めた後の、子どもの成長発達の変化や養育の成果がわかるものが記録です。適切に記録をしていくことは、社会的養護の使命として、また子どもとの成長、発達の証明として欠かせません。その記録についてのスーパービジョンも重要です。基幹的職員や心理担当職員と連携して的確な文章で記録します。

記録は、子どもや家族の状況がそこに反映するのみならず、職員のその子どもにとらえ方や家族に対しての思いも表現されます。客観的にとらえ記録していくよう心がけても、そこにはその職員の価値観が反映されてきます。そうした記録の内容を振り返ることにより、子どもの理解の仕方や自分の価値観、こだわりがどこにあるのかを知り、子どもへの関わりに活かすことが求められます。その一方で、記録は養育を引き継いでいくための重要な資料です。子どもの問題行動についての記述も大切ですが、子どもの変化への気づきや成長を感じたエピソードなども重要な情報であることも忘れてはなりません。

記録は情報の共有化を図るうえで大切なものですが、その取扱いや管理には細心の注意を払う必要があります。個人情報保護の観点もありますが、子どもや家族の状況について全職員に守秘義務があることを周知徹底します。

エピソード～子どものとらえ方と記録

子どもが、年度替わりで担当職員の変更がありました。その子どもの様子についての記録を読んだ時、昨年度の記録の中でのその子の評価は、「明るく、元気で、外でのびのび遊べる。」と書かれていました。新しく担当になった記録では、「いつも騒々しく、落ち着きがなくジッとしてられない」というものでした。その子どもが、担当が変わったことで、行動が変化したのでしょうか。そうではなく職員の子どものとらえ方が変わったのです。子どもの特性を記録から読み取るだけでなく、前担当者が、その子どもの何を大切にしてきたのか、次につなげる文章、活かされる文章、そしてそこに職員同士のやり取りが必要だと感じました。

4. 権利擁護

(1) 子ども尊重と最善の利益の考慮

《運営指針の記述》

- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
 - ・ 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体が権利擁護の姿勢を持つ。
 - ・ 子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させる。

- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践する。
 - ・ 人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
 - ・ 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
 - ・ 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たる。
 - ・ 子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながることもあることを踏まえ、適切に導く。
 - ・ 受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージは伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。

- ③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。
 - ・ 子どもが自己の生い立ちを知ることは、自己形成の視点から重要であり、子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝える。
 - ・ 家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。

- ④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。
 - ・ 通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。
- ⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を、保障する。
 - ・ 子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。
 - ・ 保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

《運営指針の解説》

権利擁護のために施設が取るべき姿勢

子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するために、児童養護施設長及び職員は、権利擁護に関する知識及び意識を高め、子どもの人権、最善の利益を考慮した養育・支援の実践をしていかなければなりません。

その際、子ども自身を権利主体として尊重し、子どもの意向を汲み取りながらも、成長過程にある子どもが適切な進路を辿れるように支援する必要があります。そのために、職員は施設内外の研修に参加するなどして人権感覚を磨き、養育者としての倫理観や責任感を持つこと、その上で子ども一人一人が安心して安全に生活できるような生活環境の整備や養育に努めていくことが求められます。

そして、子どもが社会的活動を展開させ、自己形成していく過程を支えるために、年齢や発達状況に合わせて、生い立ち・親等や家族について適切に情報を与え、思想・良心・宗教の自由を保障すること、あらゆる種類の差別や虐待から守るためにプライバシー保護への工夫を行います。権利侵害により、子どもの心身の健康的な発達が妨げられないよう施設全体で考えていくことが重要です。

エピソード～子どもの気持ちに寄り添い応えること

子どもは、施設生活に馴染み、家族のことを気にしていないように見えても、自分の生い立ちや家族について思いを巡らせているものです。

母を慕っていた女の子が小学校高学年になって母との交流を渋った際、「施設にいる子は、保健所にいる犬や猫と同じ。私は、一度捨てられたんでしょ」と気持ちを打ち明けてくれました。普段から職員も子どもの生い立ちと向き合い、子どもの変化やサインを敏感に捉えて、必要な情報を伝える心の準備をしておくことが大切です。

入所間もないJ君は、自宅から持参した犬のぬいぐるみを抱いて布団に入ります。その際、保育士が寄り添い、しばらくの間、片手を体の一部に触れています。子どもたちには、家族と離れて疎外感・自己喪失感・不信感で固まっているので、安心して自らを委ねられる存在が必要です。

施設内外のスキルアップ研修等において養育・支援技術を磨くことは、とても大切です。

(2) 子どもの意向への配慮

《運営指針の記述》

- ① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行う。
 - ・ 日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。
 - ・ 改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置して、改善に向けて具体的に取り組む。
- ② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。
 - ・ 生活全般について日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行う。
 - ・ 生活日課は子どもとの話し合いを通じて策定する。

《運営指針の解説》

汲み取った意向を生活改善に活かす

子どもの意向を把握する取り組みとして、定期的な意向調査や個別の聴取は大切です。しかし、児童養護施設には幼児や知的障害児など自分の意向を正しく表現し伝えられない子どもが多数生活していることを忘れてはなりません。その意味では、子どもが日々の生活の中で見せる言動や表情からその意向をくみ取っていくことが重要です。そうして把握した子どもの意向を尊重しながら、職員は子どもと一緒に生活を考え改善に取り組んでいくことが求められます。

こうした素地は、職員と一緒に団欒の食卓、いつも清潔できれいにたたまれる衣類、そして自分の居場所が確保され、安全、安心で「自分が大切にされている」と無意識に感じられるリビングなど、子どもと職員が共に作り出す日常生活の中で培われていきます。

また、子どもの意向の汲み取り方として日常生活を通じて汲み取ることが基本にはなりますが、時に担当職員以外の職員やボランティアの方や実習生など第三者に本音を出す場合もあります。また、時に施設長が直接的に意向を確認する機会（チャンスを作ること）も必要になります。

コラム～楽しい雰囲気、本音を言い合う

『〇〇〇会』と名付け、月に一度、家族会議のように子どもと職員がお茶会形式で話をする場を設けています。子どもと職員、そして、子ども同士がお互いに気持ちよく生活できるように意見を出し合います。職員にとっては、子どもの意向を汲み取り、関係作りにも一役をかう大切な時間です。「入浴の順番を早くしてほしい!」「おやつにアイスを出して欲しい」等の意見が続出し、「できること、できないことがあります、努力してみましよう!」と前向きに改善できる場となっています。

エピソード～小学生男児の生活改善に向けて、施設内外で取り組んだ事例

知的な遅れが少しずつ見られるようになり、学校での生活が大変になってきたK君について、ケース会議や職員会議でも話題となっていました。特別支援学級へ通級することで、本人への支援が充実するのであればとの考え方から、K君のすっきりしない気持ちを聞き出し、保護者にも相談を持ち掛け、了解を得ました。そして、児童相談所の担当児童福祉司とも情報交換を重ね、入級させることで一致し、入級することとなったのです。今では上手く学校・学級にも溶け込めており、心身の成長にもつながっています。

(3) 入所時の説明等

《運営指針の記述》

- ① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。
 - ・ 施設の様子がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行う。
 - ・ 子どもや保護者等が、情報を簡単に入手できるような取組を行う。
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。
 - ・ 入所時の子どもや保護者等への説明を施設が定めた様式に基づき行う。
 - ・ 施設生活での規則、保護者等の面会や帰宅に関する約束ごとなどについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。
 - ・ 未知の生活への不安を解消し、これからの生活に展望がもてるようにわかりやすく説明している。
- ③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図る。
 - ・ 入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定める。
 - ・ 子どもと保護者等との関係性を踏まえて、分離に伴う不安を理解し受けとめ、子どもの意向を尊重しながら今後のことについて説明する。
 - ・ 入所の際には、温かみのある雰囲気の中で、子どもを迎えるよう準備する。

《運営指針の解説》

わかりやすく丁寧な入所の対応を

家庭ごとに生活スタイルや慣習は異なるものですが、施設での生活は家庭生活と異なる点が多く、子どもや保護者にとって未知の生活に対する戸惑いは大きいのです。そのような戸惑いや不安を和らげるために、施設では、入所後の生活について分かりやすく説明した資料等を作成しておくことが望まれます。例えば次のような資料が考えられます。

- ・ 外観や内部の写真、養育・支援の方針、沿革などその施設がわかるパンフレット
- ・ 規則や日課、どんな職員がいるか、支給されるもの、学習支援やアフターケアのこと、

地域や学校のこと、保護者との交流に関する約束ごと、苦情解決のしくみ等を分かりやすく具体的に記載したしおり等

また、入所時に保護者や子どもからよく尋ねられる質問を把握し、必要に応じて答えられるように準備をしておくなど、施設側からの一方的な説明にならないように気を付けることが必要です。説明の後は、きちんと伝わっているかを確認し、必要があれば施設見学に応じるなどして、施設生活についての理解と同意を得ることが大切です。

施設入所の不安や負担を軽減させる取組

自ら施設入所を選ぶ子は、ほとんどいません。大人たちの判断により、通い慣れた学校、友だちや見慣れた景色から突然引き離され、時には自分の持ち物さえも家に残したまま施設に入所してきます。喪失感、時には絶望感を抱く子どもの気持ちを理解し、子どもが施設を新たな自分の居場所として受け入れられるよう、居室、身の回り品の準備、職員や他児からの歓迎の言葉等、手順を定めて丁寧な支援を行いましょう。

また、例え他人には劣悪な環境に思えても、入所以前の生活は、子どもの大切な人生の一部です。児童相談所等関係機関から得た情報には必ず目を通し、職員が入所以前の子どもの生活を把握、共有することは、家族と離れて生活する子どもを理解するために不可欠です。

エピソード～理解できないまま施設生活を送ってきた高校生女兒の事例

小学校4年生の時に施設にやってきたL子は、中学生になってから徐々に素行不良が目立ち始めました。ある日、職員と話をする中で、入所した日の出来事を語ってくれました。「児童相談所職員、母親と一緒に学園に来たとき、新しい保育所に来たのだと思った。毎晩母親の迎えを待っていたが、ある時、ここは児童養護施設で迎えは来ないと分かった時、悲しくて一人で泣いた」。L子は、よく分からないまま施設に入所し、施設生活に納得できず生活が落ち着かなくなっていました。

入所前に施設入所について説明を受けていたのですが、混乱と不安を抱えていた小学生のL子には、きちんと理解できていなかったのです。どんなに丁寧に説明をしても、一度で理解できないこともあるでしょう。入所時の対応は、その後の生活にも影響を与えるのです。

エピソード～入所時の保護者対応がその後の良好な関係を生んだ事例

乳児院から児童養護施設に措置変更となったケースです。言葉による説明をまだ理解できない2歳のM子に対しては、入所前に数回の慣らし保育を行う等、新たな生活の場となる施設について本人なりに理解できるよう支援を行いました。M子の保護者は、我が子の入所施設が変わることはもちろん、自分たちが関わる職員の変更や、面会の際の約束ごとの違いにも戸惑っているようでした。そこで、M子の担当となる保育士は、保護者の不安を丁寧に聞き取った後、乳児院との生活の違いやそれに伴う必要な約束ごとの違い、M子が生活することになる建物に関する事等を、もう一度きちんと伝えました。入所後は、施設の約束ごとに理解を示し、円滑な親子交流が進められているだけでなく、施設職員と保護者との関係も良好なものとなっています。

(4) 権利についての説明

《運営指針の記述》

- ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。
 - ・ 権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利について随時わかりやすく説明する。
 - ・ 子どもの状況に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明する。

《運営指針の解説》

説明や資料による理解と、生活を通じた心的な理解

慣れ親しんだ家庭生活から新しい場所へ移っての生活、そして、親と離れての生活は、子どもにとって心身共に大きな負担となります。子どもは、安全で安心できる生活を通して、心身の健康が保たれます。安全な生活とは、物理的、精神的な安全が保障された生活、安心できる生活であり、常に誰かに守られているとの感覚を持つことができ、そして、自分の居場所はここにあると感じることのできる生活ではないでしょうか。

施設職員は、権利ノートや支援マニュアル等を活用し、「あなたは、ここで守られている」と子ども自身が納得できる説明をすることが必要です。人間として生を受け、生きていることそのものが受け入れられ、価値が認められる意識を持ち、意欲的に生活ができる環境を整えていくことを心掛けます。

子どもは、権利に関する説明など今の生活に直結しない話は覚えていなかったり、個々のとらえ方もさまざまです。定期的に説明したり、発達段階ごとに説明の仕方を工夫する必要もあります。また、権利には義務や責任が伴うこと、例えば他人の権利は侵害してはならないことなどをわかりやすく説明することも大切です。

エピソード～日常の出来事を通して権利を伝える

通学の途中、高学年の小学生数名が、「歩くのが遅い！」と強い口調でN子に怒鳴りつけるように言いました。

付き添いでその場面を見ていた職員は、「これはいじめの域にある」と判断し、担当の職員にこれまでの様子を伝え、解決方策を2人で話し合いました。

まず、N子が学校から帰ってきた際に、担当職員がヒアリングを行いました。すると、この日のみならず、以前から何度かいじめが続いていたことが判明しました。そこで、職員数名で、小学生一人一人に、「いじめをした側、された側」の心の持ちようについて説明するとともに、皆でいじめについて考える時間をもちました。

また、施設の子どもたち全員を集め、このような場面があったら、決して傍観者にならずに止めること、あるいは、学校の先生や施設の職員に相談すること、また、人を傷つけたり、悲しめたり、脅かしたりしてはいけないこと等を説明しました。

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

《運営指針の記述》

- ① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。
 - ・ 複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
 - ・ 子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示する。
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
 - ・ 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
 - ・ 苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。
- ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
 - ・ 苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
 - ・ 苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。
 - ・ 子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

《運営指針の解説》

意見・苦情は改善の第一歩と捉える

子どもと担当職員の関係は、常に良好なわけではありません。相性が悪く、時には子ども側から「担当を代えてほしい」等との要求も出ます。日ごろ、子どもと職員との人間関係が良好であったとしても、高年齢児童なら相談しやすい相手として友人を選択します。

一方、日常生活において、子どもはたくさんの考えを持ち、職員にぶつけてきます。生産的な意見のみならず、不満・不服の表出に過ぎないこともあります。そうであっても、施設内の子ども会やミーティング等の場を保障し、子どもの意見表明の場づくりをします。なぜなら、子どもは不満・不服をぶつけながらも自分の思い通りにならない経験を通して、現実と折り合いをつけていくことを学ぶからです。大切なことは、子どもの意見や苦情に速やかに対応すること、そしてそれが妥当なものであれば改善していく

ことを恐れないことです。また、改善できない場合は子どもに説明し理解を求めることが大切です。

他方、保護者も苦情等を持ち込んできます。保護者の苦情は、子どもの現状や施設の内情をよくわかっていないところから発せられるものも多く、その対応には苦慮します。苦情がないように日ごろから連絡を密にしておくことが大切ですが、苦情が寄せられた場合には、苦情解決の仕組みに則って解決していくことが関係をこじらせないためには重要です。その意味でも苦情解決の仕組みについてわかりやすく説明しておくことが求められます。

エピソード～苦情に隠れた子どものニーズに対応

0子から、『同部屋の子と喧嘩をしているので、部屋替えをしてほしい』と意見箱にメモが入っていました。まず、担当職員がきれい好きなP子に確認すると、「部屋が汚いので掃除してちょうだいと言ったけど、別に怒っていない」との説明でした。一方、0子側は、ケンカを売ってきたと思い込み、周りの職員に自らの正当性をアピールしていたのです。各々が思い違いをしてしまっていることが問題であると判断し、0子・P子の両者にこれまでの互いの言い分を説明したところ、お互いの誤解が解け、気まずい関係から解放され、元の関係、生活に戻りました。

上記のような解決にいたる時は良いですが、そうでない場合もあります。その場合は、子ども同士の会議や職員会議等の場で対応を議論、検討し、時には時間をかけてなど、子どもの快適な環境づくりにも丁寧に対応することも必要でしょう。

また、「子どもの、子どもによる、子どものための取組」である児童自治会として『〇〇会』が設置されています。定期的に行われ、子どもからの意見を最大限に取り入れています。

(6) 被措置児童等虐待対応

《運営指針の記述》

- ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
 - ・ 就業規則等の規程に体罰等の禁止を明記する。
 - ・ 子どもや保護者に対して、体罰等の禁止を周知する。
 - ・ 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を職員に習得させる。
- ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。
 - ・ 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
 - ・ 子ども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止する。
 - ・ 不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
 - ・ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。
- ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。
 - ・ 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

《運営指針の解説》

体罰等防止のポイント

子どもに対する体罰及び不適切なかかわりは、個々の職員の誤った認識・支援技術による問題としてではなく、施設が組織の問題として取り組むべきです。防止と早期発見のためには、会議や研修を通して児童福祉法に明記された「被措置児童等虐待の防止等」、及び被措置児童等虐待対応ガイドラインについてすべての職員に周知することが必要です。そのうえで、日常的な情報交換の中で体罰及び不適切なかかわりに関する情報を取り上げ、職員全体が常に一貫した認識を持てるような取組が求められます。また、子どもからの挑発行為等体罰の起こりやすい状況を具体的に想定し、回避策や体罰を伴わない援助技術の習得について考えておくこと、職員配置や建物構造に関しても防止や早期発見の観点から適宜見直しを行うことが必要です。さらに、子どもたちにも体罰及び不

適切なかかわりについて、権利ノート等を活用して説明し、もしもの時に自分の身を守れるよう対処行動を教えることも大切です。

エピソード～職員間の協力で、不適切なかかわりを防ぐ工夫

「止めなさい！」小学生男児の部屋からQ保育士の怒声が聞こえ、激しく言い争う声と子どもが暴れて物を投げつけているような音が廊下に響き渡りました。Q保育士は、廊下側のドアを少し開けたままにして、部屋の前を通った他職員が中の様子を確認できるようにしてから、支援を続けました。その後、Q保育士に対し、「すごい音だったよ。」とR指導員。Q保育士が、「職員が大声で叱っている時は、興奮して手を出したりしないように、別の職員が確認に来るようになっていましたよね。来てくれましたか？」と尋ねると、「行かなかったけど、Qさんなら大丈夫だと思って。」と一言。Q保育士は、「そんなことはありません。殴られたら、私も感情的にやり返してしまうかもしれません。次は様子を見に来てくださいね。」

不適切なかかわりについて、自分とは無縁のものと考えず、誰でも当事者になり得るものだと認識することが大切です。そして、決して起こしてはならぬものという意識を持ち、職員全体で防止に努めることが重要です。

規程・マニュアル等の整備

施設内虐待の未然防止が重要ですが、万が一起きてしまった時は、事実を矮小化することなく、迅速かつ誠実に対応します。そのために、予め組織としての規程・マニュアルを作成しておく必要があります。子どもの安全確保の方法、該当する子どもと職員の聞き取り、施設長等への報告体制や記録の作成、速やかな児童相談所等への通告について、実際の活用を想定して整備をします。また、勇気をもって施設内虐待を通告した職員が不利益を被らないようにその旨を就業規則等に明記する必要があります。さらには、施設内だけではなく、第三者委員を交えた協議や、都道府県市の指導に従って一連の経過検証をし、適切な対応及び再発防止に努めます。

コラム～良いマニュアルとは

もし、自分が行った支援が不適切であったかもしれないと気付いたとき、あるいは子どもを叩いてしまったとき、最初に取りべき行動は何でしょうか。誰に報告をすればよいのでしょうか。もし、自分が施設内での虐待行為を発見した時、まずどう対応しますか。最初に誰に相談、報告をするでしょうか。

整備された規程やマニュアルには、このようなことが具体的に記載されており、万が一の時に誰もが咄嗟に対応できるように共有されているのでしょうか。いざという時の対応に活用できないなら、どんなに素晴らしい資料を作成しても意味はないのです。

(7) 他者の尊重

《運営指針の記述》

- ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。
 - ・ 同年齢、上下の年齢などの人間関係を日常的に経験できる生活状況を用意し、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成する。
 - ・ 幼児や障害児など弱い立場にある仲間はもちろんのこと、共に暮らす仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援する。

《運営指針の解説》

触れ合いから成長する機会を与えること

児童養護施設は子どもの年齢幅も大きく、障害を抱えた子どもも一緒に生活しています。施設生活の中での様々な経験を通して、子どもたちが他者を尊重し、認め合い、助け合って生きていく力を育むことができるように配慮する必要があります。

縦割り、横割り等施設によって生活単位の違いはあるでしょうが、どのような施設の形態であっても、子どもたちが多くの人と触れ合いを持ち、年齢や立場等を尊重しあった適切な人間関係を築けるような機会を作ることが大切です。例えば、子ども会等で生活や行事について話し合うときには、意見を発することができない子どももいることを事前にリーダー的存在の子どもと話し合い、そうした子どもへの配慮を助言することも大切です。

施設内の行事だけではなく、地域交流や外部企画のイベントへの参加、ボランティアを活用した体験学習等を通して、他者との触れ合いから生まれる喜びや感謝の気持ちを学び、相手を尊重することの大切さを覚えることができるのではないのでしょうか。

言うまでもないことですが、他者を尊重する心を持つためには、その子ども自身が他者から尊重され、認められていなければなりません。日々の生活の中で、職員が子どもを思いやり、わが身を通して他者の尊重を伝えていく気持ちを持ってください。

エピソード～少年野球を通して成長した小学生男児

地域の少年スポーツチームや太鼓等地域芸能に毎週通い、子どもたちは地域の子どもたちや大人たちとの触れ合いを大切にしています。

すぐに「ずるい」とわめき散らし、自分勝手さが目立っていた男の子が、少年野球チームでメンバーと励まし合いながら心身を鍛えていく中で、ほかの子を思いやり、優しい声をかける姿が増えてきました。同じことを注意しても、コーチや監督の言葉は、施設職員とは違った響きを持っているようです。

エピソード～気持ちを認められたことで、他者に優しくなれた高校生

ある高校生は、一人で寝られないと職員に甘える小学生を見て、「甘えるな」と厳しく叱ります。高校生から話を聞くと、「僕はもっと小さいときから、怖くても一人で寝ていたのに。」と涙を流すため、過去の体験と本人の感情を受けとめ、しかし、年齢の幼い子どもに対する思いやりの気持ちの大切さを話すと、翌晩から高校生の態度に変化が見られました。

子どもたちが他者への思いやりの心を持ち、他者からも尊重される人格の育成を支援していきたいものです。

5. 事故防止と安全対策

《運営指針の記述》

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
 - ・ 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
 - ・ グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
 - ・ 災害時の対応体制を整える。
 - ・ 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
 - ・ 安全確保・事故防止に関する研修を行う。
 - ・ 災害や事故発生に備え、危険か所の点検や避難訓練を実施する。
 - ・ 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

《運営指針の解説》

緊急事態に備えた対応マニュアルと訓練の実施

家庭的養護の推進の下、火や調理器具なども身近なものとなり、怪我などの日常生活上の事故が起こるリスクが高くなっています。こうした事故が起こらないように管理体制を強めれば、家庭的養護で大切にしたい「あたり前の生活」が損なわれることにもなってしまいます。そう考えると、職員が100%ミスを犯さないということはないし、生活している以上事故はつきものであるという前提に立って、事故防止と安全対策を講じることが必要です。

事故、感染症、地震・風水害等予想もつかない災害が発生した場合、マニュアルに則って、速やかに組織として子どもを安全に避難・誘導し、そして速やかな事後処理をしなければなりません。こうした一連の体制をうまく機能させてゆくには、日頃の実践面での訓練とともに、常に十分な備えと定期的な見直しを心掛けておくことが大切です。

もちろん事故が起きないことに越したことはありませんから、事故を予見し未然防止に努めることも大切です。一件の重大事故の裏には数えきれないくらいたくさんのヒヤリとした・ハッとした経験があったはずです。ヒヤリハット報告書を作成するなど、ヒヤリとした・ハッとした経験を職員全体で共有していくことが、最も有効な未然防止策といえます。

とりわけ地域小規模児童養護施設やファミリーホームでは、日頃地域との結びつきを意識して日常的に地域社会の人々とともに災害講演会や総合防災訓練・避難訓練等に参加し、災害時に協力し合える関係づくりしておくことも必要です。



エピソード～集団感染防止のための速やかで適切な対応

S 子は、急な発熱と咳や喉の痛みをもよおしました。職員は新型インフルエンザの疑いがあると判断し、嘱託医に相談し受診したところ「新型インフルエンザ」と判明したため、職員は、速やかに施設に一報を入れました。知らせを受けた者は、まず、施設長に報告し、各ホーム責任者を招集し、感染症について概略を説明しました。その後、対応マニュアルに基づいて、S 子のホーム責任者は、隔離室を確保・施設内の衛生管理準備に取り掛かり、速やかに職員と児童にマスクを用意し、手洗いやうがいの徹底を呼び掛けました。一方で、ホーム責任者はS 子の児童相談所の児童福祉司や学校等へ一報を入れ、万全の体制づくりに着手し、新型インフルエンザの蔓延を避けることができました。

コラム～安全対策

遊具の一部に不備があり、点検しないまま放置しておいたら、子どもが事故に遭ってしまったなどの例はたくさんあります。チェックリストを作成し、定期的に点検記録を作成しておくことは大切です。また、不審者等の侵入防止策として、インターホン・門扉・ビデオカメラ等の設置も有効です。更には、日常的に必要な物品のチェックを行い、コンスタントに品薄の物品を整えておくなどの配慮も必要です。子どもの日頃の健康チェック（体温、顔色等）をし、記録に残しておくこともお勧めします。

6. 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

《運営指針の記述》

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
 - ・ 地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。
- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行う。
 - ・ 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
 - ・ 関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対し、ケース検討会や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
 - ・ 児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
 - ・ 要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域の課題を共有する。
- ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にする。
 - ・ 子どもに関する情報をでき得る限り共有し、協働で子どもを育てる意識を持つ。
 - ・ 子どもについて、必要に応じて施設の支援方針と教育機関の指導方針を互いに確認し合う機会を設ける。
 - ・ PTA活動や学校行事等に積極的に参加する。

《運営指針の解説》

施設の役割や機能を達成するために必要な社会資源には、児童相談所や福祉事務所を始めとして保健所、公共職業安定所、社会福祉協議会、病院、幼稚園、学校、警察、地域内のほかの事業所、ボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等が挙げられます。

子どもや家族の支援には関係機関・団体等との連携が必要不可欠です。必要に応じて関係機関・団体等の参加のもとにケース会議を開催して情報の共有化を図るとともに、具体的な支援方針を定め、それぞれの機関・団体の具体的な取組を確認することが大切です。その際、ジェノグラムやエコマップ等を活用すると子どもや家族を取り巻く環境

や社会資源を把握しやすくなります。

学校との連携はとりわけ重要です。児童養護施設の子どもは、低学力や不登校など学校教育上の問題を抱えている場合が多いのが実際です。学校不応が将来的に社会不応につながりかねないことを考えれば、楽しく生き生きと学校生活を送れることが大切です。そのためにも、施設と学校はそれぞれの役割を理解し合い、連携して子どもの支援に取り組むことが求められます。連携には、日ごろから連絡も密にし、子どもに関する情報を共有することが何よりも大切です。

なお、個人情報の保護の観点に立てば、情報の共有化には十分な配慮と適切な管理が必要となります。

(2) 地域との交流

《運営指針の記述》

- ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
 - ・ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行う。
 - ・ 地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援する。
 - ・ 町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。
- ② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
 - ・ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。
 - ・ 地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する。
- ③ ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。
 - ・ ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。
 - ・ ボランティアに対して必要な研修を行う。

《運営指針の解説》

地域との交流を進めていく上で大切なことは、子どもが地域のなかで、地域とともに生活していくことです。他の施設種別と違い、児童養護施設は子どもが地域の学校に通っているため、子どもの存在自体が地域との交流になっているともいえます。ですから、地域との交流は子どもを媒介にして進めていく視点が必要です。例えば、施設の行事に地域の人々を招待することも重要ですが、子どもが友達の家遊びに行くことや逆に友達が施設に遊びに来ることを大切にすべきです。

地域の人々との交流は子どもの社会性を育むための大切なプロセスです。運営指針に記載されている以外にも地域のスポーツサークルや文化サークルへの参加、ボーイスカウト活動やガールスカウト活動への参加等、様々な機会を通して交流を深めていくべきです。

ボランティアの受け入れに際しては、窓口となる担当者を設置し、ボランティア受け

入れについての施設内での意思統一が必要です。また、トラブルや事故を防ぐために、ボランティアの素性或活動目的をしっかりと確認すること、ボランティアへの研修やボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入も必要です。

エピソード～地域でのイベントを通じて

T 施設は毎年地域住民に呼び掛けて、園庭で夏祭りを開催していました。しかし、地域住民の少子高齢化の影響もあって、年々参加者が減少していました。そこで地域の小、中学校、保育園に働きかけ、共同で地域の「子ども祭り」として開催することとしました。会場も参加者が利用しやすいように小学校の運動場を借りることにしました。保育園児による踊りや小学生の出し物、カラオケ大会、盆踊り、花火等々で盛り上がります。各PTAや施設は会場で屋台を出し、その売上はそれぞれの活動資金にしています。



(3) 地域支援

《運営指針の記述》

- ① 地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。
 - ・ 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
 - ・ 社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して開かれた施設運営を行う。
 - ・
- ② 地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。
 - ・ 施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力をする。
 - ・ 地域の里親支援、子育て支援等に取組など、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行う。

《運営指針の解説》

地域の子育て支援への取組には、ショートステイ事業や児童家庭支援センター事業、要保護児童対策地域協議会への参加協力等、精力的に活動している施設が多く見られます。それぞれの施設の特徴や強みを生かしながら、地域のニーズに応える支援のあり方を模索していく必要があります。また、平成24年度に里親支援専門相談員が配置されました。児童相談所と連携しつつ、地域の里親支援に取り組んでいくことが必要です。



エピソード～地域の人々とともに

U 施設では地域の保健師と連携して乳児を対象としたベビーマッサージのサークルを施設内のホールで実施している。また、県の里親連合会が開催する会議や催しの会場として施設を提供し、里親への相談支援も実施している。

V 施設は地域の消防団活動や東南海大地震に備えるための防災活動に積極的に参加し、施設職員が子ども達の安全確保に努めるとともに地域支援のリーダーとして活動している。

7. 職員の資質向上

(1) 職員の質の向上に向けた体制の確立

《運営指針の記述》

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。
 - ・ 施設が目指す養育・支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。
 - ・ 職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
 - ・ 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
 - ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人とのかかわりの中で共に学び合う環境を醸成する。
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。
 - ・ 研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
 - ・ 研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる。
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上に努める。
 - ・ 施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制を確立する。
 - ・ 職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
 - ・ 職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

《運営指針の解説》

児童養護施設運営指針における「養育のあり方の基本」に基づいて、専門職としての多くの専門知識・技術の向上に努めなければなりません。

職員一人一人について、教育、研修計画を策定するとともに、個々が課題を持って自己研鑽の機会を持つなど、常に自己を高める努力をし続けることが求められています。職員の資質を向上するためにどのような研修体制を組織として確立し、実践しているか、また、研修だけでなく、日々の業務や養育を実践する中で、スーパービジョンがどのようになされているのか、その支援体制づくりが組織的に体系づけられていることが必要です。

コラム～「社会的養護における『育ち』『育て』を考える研究会」研さん手帳から

養育者・支援者は、不完全さを自己受容しつつ自己研さんしながら自己変革し続けることが求められています。その中でも、養育者・支援者が獲得し向上させるべき最も重要な資質の1つが養育者・支援者としての品格であり、センスです。

養育や支援のセンスのよさは、はじめから備わっているものではなく、日々の養育や支援の中で練られることや、日々の養育や支援を絶えず振り返ることによって磨かれていきます。目の前の子どもに応じ創意工夫した養育や支援を展開しようとする時に、あたりまえのことをあたりまえに行っていこうとする時に、つまずきを恐れず一歩前に踏み込んでいこうとする時に、つまずきに対してきちんと解決しようとする時に、など挙げれば切りがないほど、子どもとの生活のいとなみの中にセンスを磨く機会はあるのです。

8. 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

《運営指針の記述》

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。
 - ・ 理念には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
 - ・ 基本方針は、「児童養護施設運営指針」を踏まえ、理念と整合性があり、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

《運営指針の解説》

施設の運営理念や基本方針は、施設がどのように設立されたかという施設が持つ歴史と大きな関わりがあります。その施設の創設者の思いや信念が理念に掲げられていることが多く、施設の設立の経緯の中で策定されたものであり、その精神は尊ばれなければなりません。施設の運営理念や基本方針は、法人および施設の方向性や将来へ向けて目指していくものを表記したものであり、運営や様々な事業を進めていくうえで、基盤となるものです。その実現へ向けて法人役員を始め施設職員全員がこれを理解していなければなりません。

コラム～運営理念、基本方針の確立と周知

施設の運営理念や基本方針は施設の職員室に掲示したり、施設のパフレットや事業計画書の冒頭に掲げるなどし、広く周知を図り、定期的に施設内研修や新任職員研修等で直接説明することで理解を促す機会を設けることが大切です。そうした取組により、職員一人一人の支援の姿勢に一貫性と継続性が確立されていくことにつながります。また、子どもや保護者に対しては施設のパフレットや「子どものしおり」などに施設が大切にしていることを明示し、配布することで安心・安全な生活を保障することを伝え、理解を得るよい機会となるでしょう。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

《運営指針の記述》

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。
 - ・ 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、養育・支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
 - ・ 施設の小規模化と地域分散化による家庭的養護の推進を図るため、本体施設は小規模グループケア化するとともに小規模化し、併せて、家庭的養護の推進に向け、施設機能を地域に分散させるグループホームやファミリーホームへの転換を行う移行計画を策定する。
 - ・ 本体施設は、専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援や家庭支援を行う体制を充実させる。
- ② 各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
 - ・ 事業計画の実施状況については、子ども等の意見を聞いて、評価を行う。
- ④ 事業計画を職員に配布、説明して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・ 事業計画をすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。
- ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・ 事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者への周知の方法に工夫や配慮をする。

《運営指針の解説》

「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。社会的養護のさらなる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養育・支援といったことも含めた将来像や目標を明確に示すものであり、その「中・長期計画」に基づいた組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に日々取り組んでいくことが必要です。

中・長期的なビジョン策定のためには、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確に

し、養育・支援の内容や組織体制等の現状分析を行うことから始める必要があります。事業計画は施設整備計画等のみならず、施設の社会的使命である地域支援等を取込んだ計画の策定も大切です。

事業計画は、法人や施設の運営理念と整合性があり、職員の行動規範となるような具体的な内容が望ましく、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれて、施設の使命や理念、考え方が反映されていることが望ましいといえます。

コラム～事業計画とは

事業計画は、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価の見直しを組織的にする必要があります。事業計画の実施状況を振り返る際には、子どもから意見を聴取し、子どもの声を反映させた評価もすることが大切です。事業計画が明確にされることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子ども等への接し方、社会的養護への取組を具体的に知ることができるようになります。また、社会的養護に対する基本的な考え方を対外的に示すことで、地域住民などから当該施設に対する安心感や信頼を得ることにつながります。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

《運営指針の記述》

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。
 - ・ 施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
 - ・ 施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。
 - ・ 施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会に参加する。
 - ・ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行う。
- ③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。
 - ・ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
 - ・ 施設長は、養育・支援の質の向上について職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。
 - ・ 施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
 - ・ 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に参画する。

《運営指針の解説》

社会的養護の施設の長には、資格要件が明示されるとともに2年に1度定められた研修を受講することが義務づけられました。そのことの意味を認識する必要があります。施設長は、自立支援計画の立案、被措置児童虐待防止、施設運営改善等を先頭に立って指揮する立場であり、ときには単に施設の長であるのみならず、入所児童の親権を代行する存在でもあります。つまり、施設長には、児童福祉への高い見識と使命感そして運営能力が求められています。

施設長は、職員の自己実現に配慮した個々の能力を発揮できる職場環境を作り上げ、コンプライアンスに基づいた現代的な施設運営に努めなければなりません。

常日頃から子ども集団全体と個々の子どもへの養育方針の共有をはかり、個々の職員の個性を尊重しつつ、支え合う職員風土を醸成することを心がけることが大切です。

また、施設長の対外的役割や、地域・学校・児童相談所等他機関との連携においても、重要な役割を担わなければならない、広い分野において責任を果たさなければなりません。

コラム～「防止」と「予防」

リスクとは、損害や危険の発生する可能性のうち、予測が可能なものを指します。予測不可能で不確実性な自然災害等の危険（クライシス）とは異なって捉えられているからこそ、その管理（マネジメント）として予防的措置（どのようなリスクがあるかを把握し、データ集積を通じてその原因を分析し、原因に対する予防措置を講ずる）と事後的措置の双方からリスクマネジメントする必要があります。起きる危険性のあることをいかに防ぐかが「防止」であり、起きる危険性をいかに無くすかが「予防」です。

(4) 経営状況の把握

《運営指針の記述》

- ① 施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
 - ・ 施設運営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
 - ・ 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。
- ③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
 - ・ 事業規模等に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

《運営指針の解説》

施設の運営には、公益性、先駆性、透明性、継続性などが求められ、施設運営は法人の理念や基本方針を柱に、法令遵守、社会的責任、説明責任のもとになされなければなりません。開かれた施設として、コンプライアンスに基づいた風通しの良い施設運営に努めなければならず、日頃から常に説明責任に基づき運営しなければなりません。そのためにも、管理者として子どもの生活の場に入り、子どもたちの生活の様子を観察し、運営状況の分析と把握に努め、必要に応じて改善していくことが肝要です。また、外部監査等を積極的に実施し、その結果に基づいた運営改善も必要ですし、理事会がそれら施設の運営について主体的に改善しようとする姿勢も重要です。

コラム～施設の運営とは

施設運営とは、その施設が掲げる理念、目標を達成するために、限られた運営資源（人・物・金）を効率的に配分しながら、円滑に事業を遂行する取組です。

施設運営にとって大切なことは、管理者が明確な理念を持って、組織の目標に向かって職員一人一人が組織の理念を十分に理解し、円滑に事業を遂行することです。施設運営とは、ア) 運営組織（法人本部の機能の充実・強化、施設運営の透明性の確保）、イ) 事業管理（計画に基づく運営手法の導入、管理体制の整備）、ウ) 財務管理（的確な運営状況の把握、積極的な情報開示）、エ) 人事管理（技能の適切な評価、資質の向上）といった視点によるガバナンス（governance）を構築していくことであり、そこには高い公益性と透明性が求められます。

(5) 人事管理の体制整備

《運営指針の記述》

- ① 施設が目標とする養育・支援の質の確保をするため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
 - ・ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努める。
 - ・ 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制を確立する。
 - ・ 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かす。
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みを構築する。
 - ・ 勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
 - ・ 困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。
- ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行う。
 - ・ 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
 - ・ 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

《運営指針の解説》

“福祉は人なり”という言葉に象徴されるように、常に安定した施設運営を継続させるためには、定められた職員配置基準に基づき、高い専門性を兼ね備えた職員によって質の高いケア実践があることが大事です。組織は生き物であり、職員の確保と安定したケアの水準維持は、決して容易なことではありません。常に向上心を持ち、意欲的な職員集団を維持するためには、様々な取組がなされる必要があります。例えば、人事考課の導入等客観的な基準に基づき職員が公正に評価されることが大事です。その人事考課の目的は人材育成に重点を置いたものでなければなりません。

施設運営は客観的な基準に基づき、職員個々の勤務時間や健康状態を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるような環境を整えるように努めることが重要です。職

場環境は、職員個々の就労意欲にも大きな影響を及ぼすため、職員集団が「共に学び、共に伸びよう」とする職場環境、風土づくりが必要です。常に職場内での「日常」を客観的に振り返り、養育上の悩みや自己の限界を感じた時に相談できる上司や先輩や同僚の存在は大きいといえます。

コラム～養育者の支援

相談に乗るということは、実に難しいことです。相談に乗っているつもりがいつの間にか自分の価値観を押しつけている場合は説教になってしまいます。いつの間にか高圧的な態度で指示命令になっていることもあり、常に職場内での先輩後輩の関係、施設長と職員の関係、子どもと職員の関係において、自由に相談や支援ができる環境を整えておく必要があります。

気軽に相談をできる関係の構築には、それなりの環境整備も必要です。相談者は悩みや課題を抱えていることによって大きなストレスを抱えているため、その緊張をほぐす環境作りが大切です。問題が深刻化しないうちに、気軽に、身近に相談ができ、専門的にアドバイスし合える関係を作ることで、施設内の安心・安全な環境づくりにつながります。

(6) 実習生の受入れ

《運営指針の記述》

- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
 - ・ 受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
 - ・ 学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定する。

《運営指針の解説》

施設実習は、子どもを養育した経験のない実習生にとって具体的な援助技術の学びの場であると同時に実践の場です。実習生にとって最も大切なことは、子どもたちがおかれている現実にとどれだけ寄り添い、子どもたちの心の機微にとどれだけ触れることができるかです。その関わりのなかで、日常業務や観察・記録・ケース検討等の援助技術を修得し、そこで培った学びや気づきを真摯に受けとめることが重要です。

また、施設実習は、まったくの部外者が実習の名のもと、子ども達の私生活に入ってくるものでもあります。施設実習を行うにあたっては、子ども達のプライバシーや個人情報保護に十分な配慮が必要です。

実習生の育成は、実習指導を通し将来の児童養護施設職員の育成につながり、そのことが人材確保に大きな役割を果たすことを意識して丁寧な指導をすることが必要です。

主な実習受入業務

- ①実習指導職員は、年間の実習生受入計画（人数、期間、日程）を策定し職員会議等で周知する。
- ②実習生の事前オリエンテーションを行い、実習生としての心構えや施設概要等について説明し、実習展開のイメージを描きやすいようにする。
- ③実習初日での職員への紹介等緊張している実習生の気持ちをほぐし、実習中の注意や業務手順の説明を行う。
- ④実習目標、実習記録を通じて実習生に対する具体的援助指導を行う。
- ⑤中間反省会や施設長講話を通して、実習生の質問、疑問、悩みに対応し実習生の施設理解を深める。
- ⑥実習終了時の反省会を通して、養育者として必要な資質について自己理解を深める。
- ⑦実習終了後は実習日誌、実習評価表等の実務を行い、養成校への送付を行う。

(7) 標準的な実施方法の確立

《運営指針の記述》

- ① 養育・支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。
 - ・ 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行う。
 - ・ マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。
 - ・ 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況等に基づいて養育・支援の質の向上という観点から行う。
 - ・ 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

《運営指針の解説》

子どもの養育、支援は、職員単独で行うのではなく、複数の職員によってチームで行うことを常に意識しなければなりません。しかし、職員は個々に様々な養育、援助についての固有の価値観を持っており、様々な価値が多様であればあるだけ豊かな養育につながる一面もありますが、個々の価値観は個人的な要因（その人の育ち、親の姿等）で形成されている場合が多いため、共有化することは簡単ではありません。個々の価値観で養育、援助がなされると、社会規範等の許容レベルに違いが生じ、子どもたちの生活は混乱したものとなります。そのことが子どもと職員間のトラブルに発展する要因となることを防ぐことが必要です。社会的養護は公的責任において子どもを養育する責任があり、個人の主観や価値観で養育するものではないのです。このようなことから養育・支援について標準的な実施方法を文書化する必要があります。

標準的な実施方法が細かすぎると、職員の支援方法や内容を縛るものとなり、子ども個々の状況に柔軟に対応できなくなってしまいます。一方大ざっぱすぎると、経験の浅い職員にはどのように対応してよいのかわからなくなります。いずれにしても管理職が一方的に押し付けるものではなく、職員間での十分な話し合いを経て確立していくことが大切です。

また、標準的な実施方法は、職員や子どもからの意見や提案、子どもの変化、一般家庭の状況等を勘案して、少なくとも1年に一度は検証し必要な見直しを行うことが求められます。

コラム～養育の「標準化」と「画一化」との違い

小規模化が進む中で、職員の孤立化が課題となっています。職員が孤立すると自己流の支援の仕方になる可能性があり、その自己流は不適切な関わりの萌芽となることがあります。施設では様々な大人によって養育が引き継がれていくため、養育の一貫性、連続性、継続性を保つためには、養育の「標準化」が必要となります。養育の「標準化」は、「画一化」とは違い、養育の均質化を図ることです。施設全体で取り組む「養育モデル」を示し、誰もが一定の水準での業務遂行ができるようにするために「養育モデル」があります。「養育モデル」は常によりよく改善され、子どもの権利擁護に基づいたものでなければなりません。職員は「養育モデル」を理解し、養育の質の向上に努めることが大切です。

(8) 評価と改善の取組

《運営指針の記述》

- ① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
 - ・ 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
 - ・ 職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施する。
 - ・ 分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

《運営指針の解説》

行政が行う監査は、法人運営が適切に行われているか、最低基準が満たされているかを確認するものです。第三者評価は、養育・支援の質を向上させ、利用者本位のサービスの提供を目指すためのものです。その意味で社会的養護関係施設における第三者評価は、自己点検によるサービスとその公表、外部からの点検評価によるサービスの資質向上が主たる目的となります。社会的養護関係施設では、第三者評価を3年に1回以上受審することが義務づけられていますが、養育を振り返り、毎年自己点検を実施することが必要です。

また、第三者評価や自己点検について明確になった課題についてどうすれば改善できるかの方針や対策を明確にして児童の支援や運営に生かしていくことが重要です。

第三者評価機関等は広い意味での社会的養護の担い手であり、外部機関とともに子どもの権利擁護、成長発達のために何をなすべきか、何を改善すべきかを、子どもの参加を得ながら考えていくという運営がなされるべきです。

コラム～常に改善を求める謙虚な姿勢

「こうすればうまくいく」というのは、結局は模倣でしかありません。一方、「こうすれば失敗する」というのは、人と同じ失敗をする時間と手間を省きます。“小さな失敗を不用意に避けることは、将来起こりうる大きな失敗の準備をしていることだ”というように、例えば一件の重大災害の裏には、29 のかすり傷程度の軽災害があり、さらに、その裏にはケガまでではないものの 300 件のヒヤリとした経験が存在するといわれています。

大きな失敗がひとつあれば、その裏には必ずといっていいほど軽度のクレーム（子ども・親から不具合の指摘）程度の失敗が 29 は存在し、さらにその裏には、クレーム発生には至らないまでも、職員が「まずい」と認識した程度の潜在的な失敗が 300 件はあるといえます。“放っておくと失敗は成長する”といいますが、人は自分の立場に置き換えてそれを実感できたときはじめて、他人の失敗から教訓を得ることができます。人々が本当に欲しているのは、その失敗に際してその人が何をどう考え、感じ、どんなプロセスでミスを起こしてしまったかという当事者側から見た主観的な情報です。

編集委員一覧

丑久保恒行	あゆみ学園（埼玉県）
太田 一平	八楽児童寮（愛知県）
沓野 一誠	さくら園（高知県）
◎ 平井 誠敏	名古屋養育院（愛知県）
福田 雅章	養徳園（栃木県）
村瀬 嘉代子	北翔大学大学院教授・大正大学客員教授
横川 聖	麦の穂学園（岐阜県）
吉田 隆三	アメニティホーム広畑学園（兵庫県）

〈50音順〉 ◎ … 委員長

児童養護施設運営ハンドブック

平成26年3月発行

監修 社会的養護第三者評価等推進研究会
編集 児童養護施設運営ハンドブック編集委員会

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2